

# 前橋市災害時受援計画

令和7年4月改訂

前 橋 市

# 目 次

## 第1章 総論

1 受援計画策定の趣旨	1
2 本計画の位置づけ	1
3 計画策定の背景	2
(1) 応援・受援に関するこれまでの経緯	2
(2) 国・県の動きを踏まえた受援体制	2
4 本計画の対象とする支援の範囲	3
(1) 人的支援	3
(2) 物的支援	3
(3) 受援想定期間	4
5 本計画の発動	4
6 経費の負担	5
(1) 自治体に対する費用	5
(2) 協定団体に対する費用	5

## 第2章 人的支援

1 人的支援のスキーム	6
(1) 応急対策職員派遣制度に基づくもの	6
(2) 独自の枠組みをもつ支援	10
(3) 災害時応援協定に基づくもの	11
(4) ボランティア	12
2 受援体制	13
(1) 受援班の設置	13
(2) 指揮命令者等の明確化	13
(3) 受援班の役割	13
3 受援対象業務	15
4 受援の流れ・手続き	17
(1) 受援の必要性の判断	18
(2) 応援要請	18
(3) 受援の準備	18
(4) 応援職員等の受入れ	19
(5) 受援による業務の実施	19
(6) 受援の終了	19

## 第3章 物的支援

1	基本的な考え方	20
2	物資調達供給の枠組み	21
3	避難所への物資搬送の基本的な考え方	22
4	受援体制	24
	(1) 本部事務局室への物資担当の設置	24
	(2) 物資集積拠点	24
5	受援の流れ・手続き	26
	(1) 避難所における物資ニーズの把握	26
	(2) 他市町村からの支援物資の直接搬送	26
	(3) 物資集積拠点の選定	26
	(4) 避難所配送までの流れ	26
6	グリーンドーム前橋を物資集積拠点とする場合の留意事項	28
7	前橋総合運動公園を防災関係機関の活動拠点等とする場合の留意事項	30
8	その他留意点	37
	(1) 余剰物資の保管場所の確保	37
	(2) 義援物資の受入れ	37

#### 第4章 災害ボランティアの受入れ

1	ボランティア活動の内容	38
2	災害ボランティアセンターの設置・運営	39
	(1) 設置の決定	39
	(2) 運営	39
	(3) 設置場所	39
	(4) 運営スタッフ	39
	(5) 業務の概要	39
3	ボランティア活動依頼	40

# 第 1 章 総 論

## 1 受援計画策定の趣旨

大規模な災害が発生した場合、基礎的自治体である市町村は、地域防災計画に基づき住民の生命、身体及び財産を災害から保護する責務を有している。

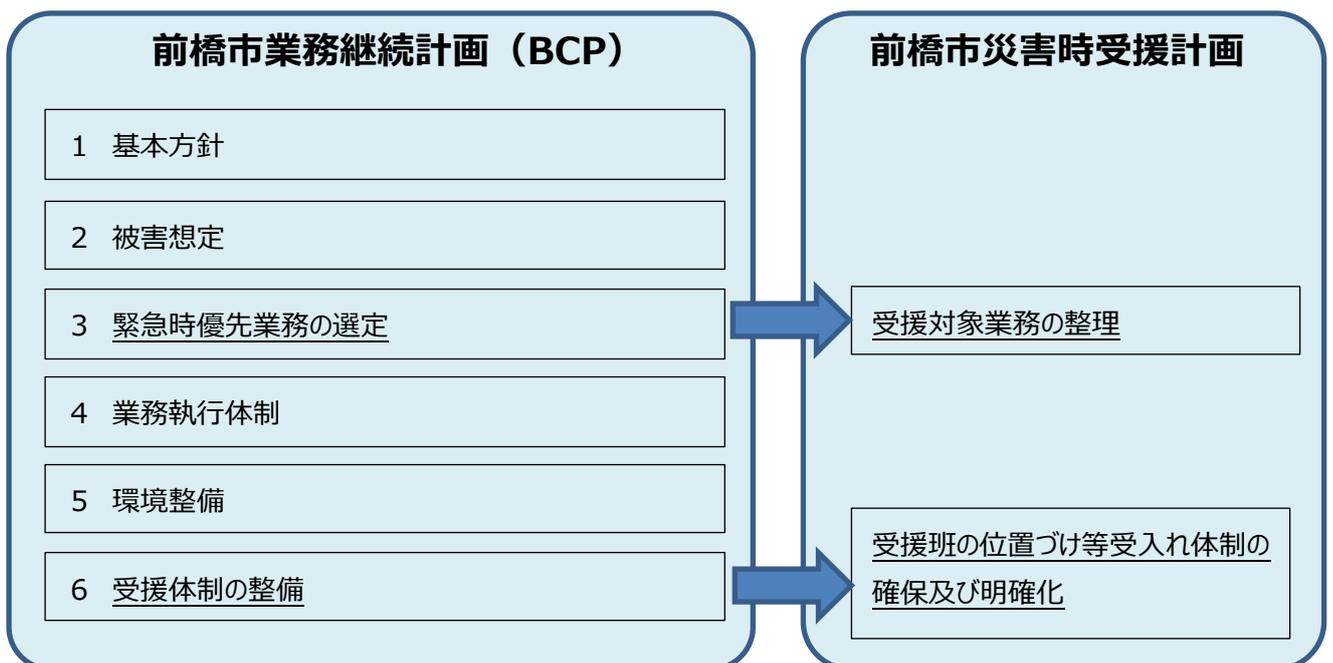
しかしながら、東日本大震災、関東・東北豪雨、平成 28 年熊本地震などの過去の大規模な災害では、職員や庁舎の被災等により行政機能が低下し、被災自治体だけでは十分な災害対応が困難であることが明らかとなっている。また、近年、このような大規模な災害が発生すると、全国の自治体から職員の派遣や物資の提供などの支援が積極的に行われる傾向にある。

一方で支援を受け入れる側の準備が十分でないため、こうした支援を最大限活用できないことが課題となった。

以上のような状況から、受援に必要な体制を平時から整備することが重要であり、本市で災害が発生した場合に外部からの支援を円滑に受け入れるため、「前橋市災害時受援計画」を策定することとした。

## 2 本計画の位置づけ

本計画は、「前橋市地域防災計画」の下位計画として独立した計画であり、「前橋市業務継続計画（BCP）」を補完する計画として策定する。「前橋市業務継続計画」で定めた緊急時優先業務の実効性を確保するため受援対象業務を整理し、不足する資源を外部から効果的に受け入れる受援体制及び手続き等について定めるものとする。



### 3 計画策定の背景

#### (1) 応援・受援に関するこれまでの経緯

平成7年12月 災害対策基本法の改正（阪神・淡路大震災を契機）

- ↓
- ・地方公共団体相互の協力や相互応援に関する協定の締結に関する規定が追加  
（5条の2、8条第2項第12号）

平成24年6月 災害対策基本法の改正（東日本大震災後 第1弾）

- ↓
- ・自治体間応援の対象業務を発災直後の緊急性の高い応急措置から避難所運営支援、巡回健康相談、施設の修繕などを含む災害応急対策全般に拡大（67条、68条、74条）

平成24年9月 防災基本計画の修正

- ↓
- ・地域防災計画に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努めるものとし、応援先、受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする<sup>1</sup>と記載

平成25年6月 災害対策基本法の改正（東日本大震災後 第2弾）

- ↓
- ・国に対する災害応急対策全般に係る応援の要求に関する規定が創設（74条の3）

平成26年1月 防災基本計画の修正

- ↓
- ・災害応急対策等に係る業務を行う企業と国・地方公共団体との協定締結の促進

平成30年3月 被災市区町村応援職員確保システム（現：応急対策職員派遣制度）の運用開始

- ・大規模災害発生時に被災市区町村を支援するための全国一元的な応援職員の派遣の仕組みを創設

#### (2) 国・県の動きを踏まえた受援体制

国では、防災基本計画に、ニーズの把握や被災地側からの要請が困難な場合には、要請を待たずに必要な物資を送り込むなど、被災地に救援物資を確実に供給する仕組みの導入について規定がされ、平成28年熊本地震では実際にプッシュ型による支援が行われた。

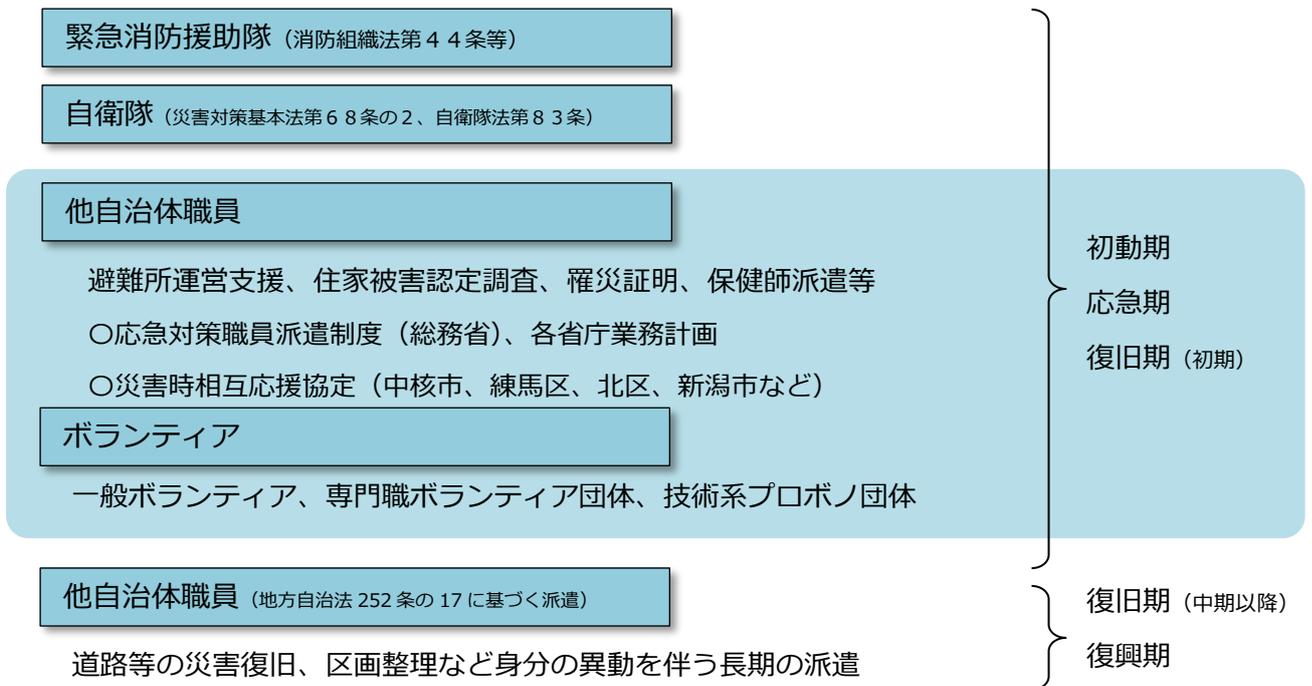
また、県においても「群馬県災害時受援・応援計画」を平成29年9月に策定し、県と市町村の役割分担等を定めるとともに、被災市町村への応援手順等を定めている。

このような状況を踏まえ、本市においては、国や群馬県からの人的支援及び物的支援を円滑に受け入れるため、各計画との整合性を図りながら、受援体制を構築していくものとする。

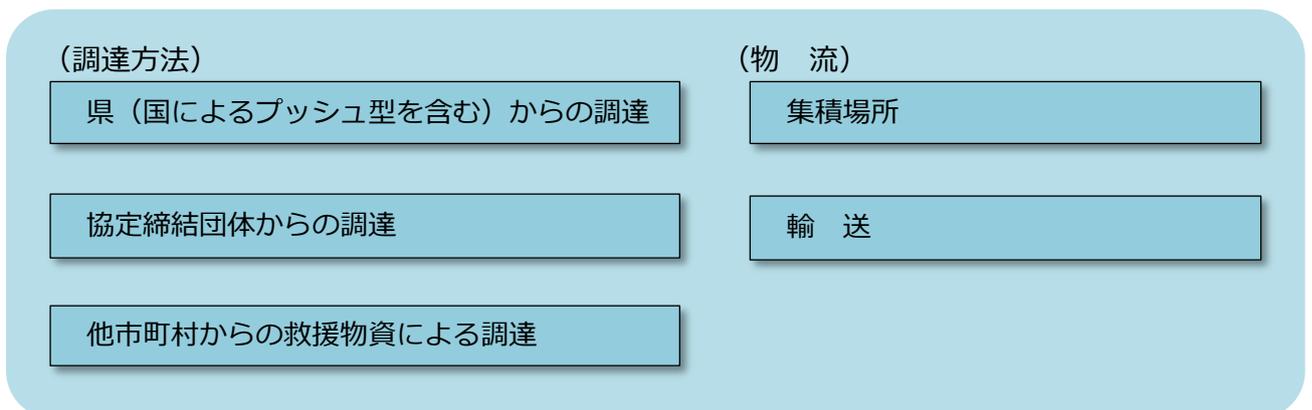
#### 4 本計画の対象とする支援の範囲

本計画では、災害発生時に行われる外部からの人的支援及び物的支援を対象とする。人的支援のうち、自治体職員の支援については、災害対策基本法及び相互応援協定に基づく「応援」を対象とし、復旧・復興期における支援である地方自治法に基づく「派遣」については対象外とする。

##### (1) 人的支援



##### (2) 物的支援





## 6 経費の負担

### (1) 自治体に対する費用

応援を受けるような状況では、災害救助法の適用を受けていることが想定されるが、災害救助法に基づく救助に要した費用は、都道府県が支弁することとなる。よって、群馬県が各都道府県に、または各都道府県を通じて応援市町村に対して求償手続きの要請を行う。

【参 考】平成28年熊本地震（救助法適用）における経費精算

- 救助法対象業務にかかる支援 熊本県が全国都道府県に対して求償を依頼  
各都道府県が市町村分も含めて熊本県へ求償
- 救助法対象外業務にかかる支援 各応援市町村が負担 → 特別交付税対応

### (2) 協定団体に対する費用

各協定内容に基づき、負担する（基本的に本市が負担）。その後救助法業務にかかるものについては、群馬県に求償を行う。

費用負担について、平成30年7月豪雨の際、中核市市長会にて救助法、特別交付税措置、協定に基づく請求について整理をしたため、参考とする（資料編のとおり）。

※主な受援業務における災害救助法対象経費

受援業務	災害救助法適用経費
災害対策本部支援	・対象外（応急救助でないため）
避難所運営	・職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ・仮設トイレの汲み取りや警備等の臨時職員雇い上げ経費
物資集積拠点運営	・職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ※救助法の救助物資外（化粧品等）の仕分け業務は対象外
給水車の派遣	・職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ・車両の燃料代、高速道路代 ※給水車の水については、原則対象外
保健師等の派遣	・職員の時間外勤務手当及び出張旅費
住家被害認定調査 罹災証明書交付業務	・対象外（応急救助でないため）
応急危険度判定業務	・対象外（応急救助でないため）
ごみ収集車の派遣	・対象外（応急救助でないため）

※救助法適用経費については、「災害救助事務取扱要領」等を参考

※その他については、特別交付税に関する省令第3条第1項各号により応援市町村に特別交付税措置

## 第2章 人的支援

### 1 人的支援のスキーム

#### (1) 応急対策職員派遣制度に基づくもの

被災都道府県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは被災市区町村において完結して災害対応業務を実施できない規模の災害が発生した場合に、被災都道府県以外の地方公共団体からの応援職員を派遣する仕組みとして「応急対策職員派遣制度」がある。

制度の目的は、以下のとおりである。

- ①被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援すること（総括支援チームの派遣）
- ②避難所運営や罹災証明書の交付等の災害対応業務を支援すること（対口支援チームの派遣）

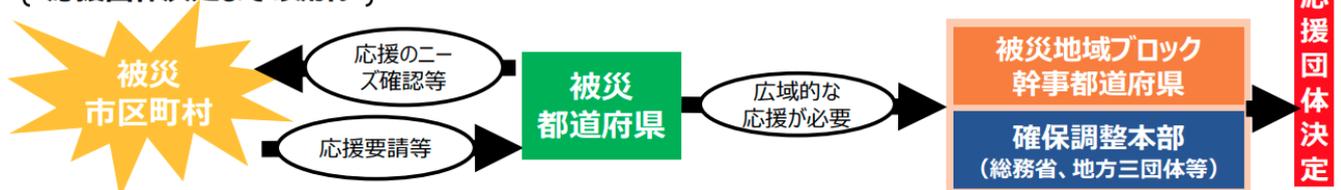
詳細については、「応急対策職員派遣制度要綱」及び「応急対策職員派遣制度に関する運用マニュアル（第4版）」を参照

※対口支援とは、被災市区町村ごとに都道府県又は指定都市を原則として1対1で割り当てて支援する方式

### 応急対策職員派遣制度の概要

別紙

#### 〔 応援団体決定までの流れ 〕



#### (1) 総括支援チームの派遣

- 対口支援に先立つ先遣隊として、被害状況、応援職員のニーズを確認
- 被災市区町村の災害マネジメントを支援

※ 災害が発生するおそれでも派遣できる。

<総括支援チームの構成イメージ>

災害マネジメント総括支援員 ※	(1名)
災害マネジメント支援員 ※	(1~2名)
連絡調整要員	(1~2名)

※ 都道府県・指定都市等の推薦を受け、総務省・消防庁で実施する研修を受講 ⇒ 名簿に登録

登録者数	災害マネジメント総括支援員	502名
(R5.3末現在)	災害マネジメント支援員	760名

#### (2) 対口支援チームの派遣

- 避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援
- 都道府県（都道府県は管内市区町村と一体的に支援）又は指定都市を、原則として1対1で被災市区町村に割り当て
- 原則として、総括支援チームとセットで決定

#### (3) 応援職員の派遣実績 (令和4年8月末時点)

- 平成30年3月の応急対策職員派遣制度構築以降の派遣実績
  - ・ 総括支援チーム（延べ人数）：1,398名
  - ・ 対口支援チーム（延べ人数）：37,812名

大規模災害時には、躊躇なく応援職員の派遣要請を！

## ア 総括支援チーム（先遣隊）とは

### (7) 概要

総括支援チームは、市長への助言、幹部職員との調整、本市における応援職員のニーズ等の把握、群馬県をはじめとする関係機関及び総務省との連携等を通じて、防災総括班が行う災害マネジメントについて総括的に支援を行う。そのため、災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員など災害対応業務に知見のある者等（3～5名）程度で構成することを基本とする。

#### (イ) 受入れに関する基本的な考え方

被災した規模が大きいほど、被害の程度や状況を正確に把握することは難しくなるため、他の地方公共団体等は、今後の支援計画を立案するのにあたり、総括支援チームなどの先遣隊の派遣を行うことも想定される。そのため、先遣隊の受入れを積極的に行うための情報発信を適切に行い、その後のスムーズな人的支援や物的支援につなげる。また、受援班は、各班からの要請に基づく庁内人員調整を行い、人員が不足する場合は、群馬県に対し速やかに先遣隊の派遣要請を行う。

#### (ウ) 受入れのため情報発信

派遣は、公共交通機関または車により行われることを前提とし、最新の公共交通機関の運行状況や復旧見込み及び道路の通行状況を市のホームページ等において、広報・報道班により情報発信を行う。また、ライフライン（電気、ガス、水道、通信）の寸断により、携帯品も大きく変わるため、それらの状況も併せて伝えるようにする。

#### (エ) 受入れ窓口の設置

広報・報道班は、交通状況やライフラインに関する情報発信のほか、必要に応じて宿泊先の案内、ガソリンスタンドにおける給油状況、使用可能なトイレの情報などの問い合わせ対応を行う。

#### (オ) 受入れの流れ

受入れを行う際は、受付表の記入を求めるとともに名刺を受領する。また、庁舎内では、原則、ビブスの着用をお願いし、控え室が必要な場合は市議会庁舎3階303会議室を使用する。

## イ 対口支援チームとは

### (7) 概要

対口支援チームは、災害応急対策を中心とした災害対応業務のうち、避難所の運営及び罹災証明書の交付のほか、本制度以外の仕組み等において対象としていない業務を支援する。ただし、本制度以外の仕組み等と必要な連携を図る。

#### (イ) 対口支援に関する留意事項

##### ①公務出張による支援

本制度は、職務命令による短期の派遣（公務出張）による応援職員派遣の仕組みであることから、対口支援団体は出張派遣の範疇できる業務について支援が行われる。

##### ②安全衛生の確保

受援班は、対口支援団体に対し業務を依頼するにあたり、応援職員の安全衛生の確保について配慮する。

##### ③民間事業者及びボランティア団体との連携

受援班は、対口支援団体に対し業務を依頼するにあたり、民間事業者への委託又はボランティア団体との連携等が可能かどうかについて考慮する。

#### (ウ) 対口支援団体決定までのフロー

##### ①対口支援の必要性の把握

群馬県は、本市における応援職員の派遣の必要性、派遣要請人数等を速やかに把握したうえで、総務省及び被災地域ブロック幹事都道府県を通じて被災地域ブロック内の地方公共団体に対し、応援職員の派遣について協力を依頼する。

## ②確保調整本部の設置

総務省は、関係団体と協議のうえ、必要と判断された場合には、総務省及び関係団体（全国知事会、全国市長会、中核市長会等）で構成される確保調整本部を設置し、全国の地方公共団体に対し、その旨の連絡を行う。

## ③応援職員確保現地調整会議の設置

確保調整本部は、関係都道府県と協議のうえ、必要と判断された場合には、応援職員確保現地調整会議を設置する。なお、設置場所については、群馬県庁舎を基本とする。

## ④対口支援の案の作成

上記①の依頼を受けた現地調整会議は、被災地域ブロック内における対口支援の案を作成する。

## ⑤対口支援に関する打診

確保調整本部は、上記④で作成された案の候補支援団体に対し、応援職員派遣の可否について事前に打診を行う。なお、確保調整本部からの打診については、原則、全国知事会又は中核市長会の担当者から行われるが、打診があった場合は、受援班は庁内における必要な確認を行い、速やかに回答する。

## ⑥対口支援団体の決定

対口支援団体が決定した場合には、確保調整本部から対口支援団体に対し、決定事項を速やかに文書により連絡する。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出する。

### (エ) 受入れのため情報発信

派遣は、公共交通機関または車により行われることを前提とし、最新の公共交通機関の運行状況や復旧見込み及び道路の通行状況を市のホームページ等において、広報・報道班により情報発信することとする。また、ライフライン（電気、ガス、水道、通信）の寸断により、携帯品も大きく変わるため、それらの状況も併せて伝えるようにする。

### (オ) 受入れ窓口の設置

広報・報道班は、交通状況やライフラインに関する情報発信のほか、必要に応じて宿泊先の案内、ガソリンスタンドにおける給油状況、使用可能なトイレの情報などの問い合わせ対応を行う。

### (カ) 受入れの流れ

受入れを行う際は、受付表の記入を求めるとともに名刺を受領する。また、庁舎内では、原則、ビブスの着用をお願いし、控え室が必要な場合は市議会庁舎3階303会議室を使用する。

【参考】令和6年能登半島地震における対口支援実施状況

被災市町	派遣団体
石川県輪島市	三重県、東京都、川崎市、大阪府、大阪市、堺市、徳島県、北海道、長野県、静岡市、岐阜県、愛媛県、広島県、山口県、高知県、北九州市、福岡市、熊本県
石川県珠洲市	浜松市、福井県、千葉県、千葉市、兵庫県、神戸市、山梨県、熊本市
石川県七尾市	名古屋市、さいたま市、京都府、京都市、埼玉県
石川県志賀町	愛知県、鳥取県、神奈川県、横浜市、岡山市、佐賀県
石川県能登町	滋賀県、和歌山県、茨城県、宮城県、岩手県
石川県穴水町	静岡県、奈良県、栃木県
石川県内灘町	仙台市、香川県
石川県金沢市	仙台市、島根県
<b>石川県かほく市</b>	<b>群馬県</b>
石川県加賀市	静岡市
石川県羽咋市	長野県
石川県中能登町	岐阜県
石川県津幡町	相模原市
石川県宝達志水町	札幌市
富山県氷見市	福島県、岡山県
富山県高岡市	広島市（～1月20日終了）
富山県射水市	青森県
新潟県新潟市	山形県、秋田県
<b>3県18市町</b>	<b>57都道府県市</b>

(2) 独自の枠組みをもつ支援

省庁名	仕組みの名称 (分野・職種)	主な業務内容	参考資料等	市担当課
消防庁	緊急消防援助隊	・避難者等の捜索救助 ・人員及び物資の緊急輸送 ・消火活動	消防組織法 消防援助隊運用要綱	消防局
厚生労働省	水道	応急給水、被災した水道施設の応急復旧	地震等緊急時対応の手引き ((公社)日本水道協会)	経営企画課
厚生労働省	保健師等支援チーム	公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の巡回による被災者の健康管理	厚生労働省防災業務計画	保健総務課
国土交通省	被災建築物応急危険度判定	被災した建築物の応急危険度判定の実施	被災建築物応急危険度判定要綱(全国被災建築物応急危険度判定連絡協議会)等	建築指導課
国土交通省	被災宅地危険度判定	被災した宅地の危険度判定の実施	被災宅地危険度判定実施要綱(被災宅地危険度判定連絡協議会)等	建築指導課
環境省	災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)	<研究・専門機関(専門家・技術者を派遣)>処理体制の構築、排出・分別方法の周知、初期推計量に応じた一次仮置場の確保・管理運営等に関する現地支援等 <一般廃棄物関係団体(ごみ収集車等や作業員を派遣)>生活ごみ等の収集・運搬、処理に関する現地支援等	環境省防災業務計画 等	ごみ政策課
文部科学省	被災文教施設応急危険度判定	被災文教施設の応急危険度判定	文部科学省防災業務計画、被災文教施設応急危険度判定に係る技術的支援実施要領 等	教育施設課
厚生労働省	災害派遣医療チーム(DMAT)	災害急性期(発災後概ね48時間以内)に被災地等で医療支援等を実施	日本DMAT活動要領	保健総務課
厚生労働省	災害派遣精神医療チーム(DPAT)	自然災害や集団災害の発生時における、被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネージメント、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援	災害派遣精神医療チーム(DPAT)活動要領 等	保健総務課
厚生労働省	災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)	被災地方公共団体の保健医療調整本部及び保健所が行う保健医療行政の指揮調整機能等が円滑に実施されるよう応援		保健総務課
農林水産省	農業農村災害緊急派遣隊(水土里(みどり)災害派遣隊)	被災した農地・農業用施設の初期情報収集、緊急調査、技術支援等	農林水産省防災業務計画 等	農村整備課
国土交通省	緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)	被災状況の把握、被害の拡大の防止、被災地の早期復旧等、被災地地方公共団体に対する技術的な支援	国土交通省防災業務計画 等	道路管理課
国土交通省	下水道	被災した下水道施設の復旧	下水道事業における災害時支援に関するルール ((公社)日本水道協会)	下水道整備課
防衛省	自衛官	・避難者等の捜索救助 ・人員及び物資の緊急輸送 ・炊飯及び給水	防衛省防災業務計画	防災危機管理課
警察庁	警察災害派遣隊	・救出救助 ・検視、死体検分及び身元確認の支援 ・緊急交通路の確保及び緊急通行車両の先導	警察災害派遣隊設置要綱	防災危機管理課
文部科学省	専門家	・被災度区分判定(被災建物の状況を踏まえ、建物を建て直すか、補修するかといった復旧の方針を決めるための調査)	熊本地震の被害情報(文部科学省)に記載有り	教育施設課
文部科学省	スクールカウンセラー	・被災児童・生徒の心のケア	熊本地震の被害情報(文部科学省)に記載有り	学務管理課
厚生労働省	手話通訳者	・視覚障害者等への避難所等における情報・コミュニケーション支援	熊本地震の被害情報(厚生労働省)に記載有り	障害福祉課
環境省	動物愛護	避難所における適正飼育指導並びに収容動物の移送及び放浪犬・負傷犬猫の捕獲	能登半島地震において実績有り	衛生検査課

応急対策職員派遣制度に関する運用マニュアル<第4版>から作成

(3) 災害時応援協定に基づくもの

ア 単独協定締結状況

自治体	防災部門担当課	電話	FAX	衛星電話番号
群馬県吉岡町	総務課協働安全室	0279-26-2243	0279-54-8681	5-422-6300
埼玉県熊谷市	危機管理課	048-524-1152	048-525-9051	5-011-202-333
新潟県湯沢町	総務管理課	025-784-3451	025-784-1818	5-015-601-211
東京都練馬区	防災計画課	03-5984-1327	03-3993-1194	—
新潟県柏崎市	防災・原子力課	0257-21-2316	0257-21-5980	5-015-621-10
東京都北区	防災・危機管理課	03-3908-8184	03-3908-4016	—
新潟県新潟市	防災課	025-226-1143	025-224-0768	5-015-491-10

※東京都北区は物資支援協定

※東京都練馬区以下は応援職員派遣を含む総合的な応援協定であり、概ね以下のとおり

- ・被災者の救出、医療、防疫並びに施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供及び斡旋
- ・食糧、飲料水及び生活必需物資並びにそれらの供給に必要な資機材の提供
- ・救援並びに救助活動に必要な車両等の提供及び斡旋
- ・救援、医療、防疫その他応急対策等に必要な職員の派遣
- ・ボランティア等の斡旋 など

イ その他の協定締結状況

○中核市災害相互応援協定

被災し、応援要請を行う場合は、所属ブロックの幹事市に応援要請を行う。本市は北海道・東北・関東ブロックに所属し、毎年度7月の総会で幹事市が変わるため、その都度確認を行う。

ブロック内で対応ができない場合は、幹事市から会長市に要請が行われ、全国を6チームに分けた応援チームに応援要請が行われる。

※平成30年7月豪雨では上記によらず倉敷市に対し全国中核市から派遣された。

ブロック等	構成市
北海道・東北・関東ブロック (関東地方ブロック)	宇都宮市、川崎市、船橋市、横須賀市、八王子市、柏市、前橋市、高崎市、藤沢市、越谷市、川口市、水戸市、つくば市、所沢市、春日部市、草加市、市川市、町田市
本市が所属する応援チーム	旭川市、前橋市、豊田市、高槻市、姫路市、高知市、鹿児島市、呉市、福島市、福井市

○首都圏県都市長懇話会構成市による協定

自治体	防災担当課	連絡先	締結内容
宇都宮市	危機管理課	028-632-2052	(1) 食料、飲料水、生活必需品及びその供給に必要な資機材の提供 (2) 被災者の救護・救助、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 (3) 救護・救助及び情報収集の活動に必要な車両等の提供 (4) 被災者を一時的に受け入れるための施設の提供 (5) 救援・救助及び応急復旧等に必要な職員の派遣 (6) 医療機関への被災傷病者等の受入れ (7) 教育機関への被災児童・生徒の受入れ 等
水戸市	防災・危機管理課	029-232-9152	
千葉市	危機管理課	043-245-5151	
横浜市	危機管理課	045-671-2171	
さいたま市	防災課	048-829-1126	
甲府市	防災企画課	055-237-5331	

○北関東・新潟地域連携軸推進協議会構成市町村による協定

新潟市、長岡市、柏崎市、加茂市、湯沢町、前橋市、高崎市、伊勢崎市、渋川市、沼田市、玉村町、  
 みなかみ町、佐野市、足利市、栃木市、小山市、水戸市、ひたちなか市、茨城町 **※幹事市**

○北関東中核都市連携会議災害時相互支援に関する協定

水戸市、宇都宮市、高崎市、前橋市

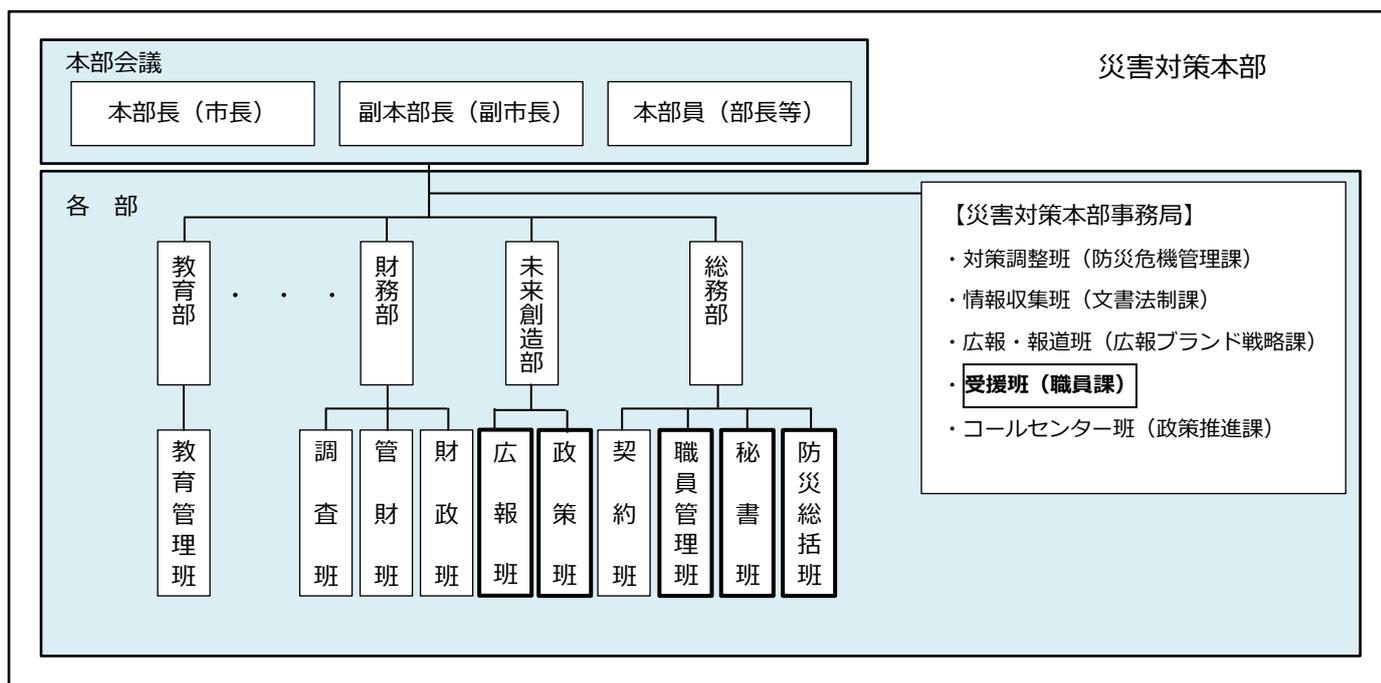
(4) ボランティア  
 第4章参照

## 2 受援体制

### (1) 受援班の設置

過去の大規模災害では、災害対策本部の中に応援・受援を総括的に担当する組織がなく、応援要請が遅れたり、庁内の受援のニーズを把握できずに支援申出を断ったケースや、多種多様な枠組みによる支援を把握しきれないといった課題が生じた。

このため、人的支援の受け入れの全体調整窓口として災害対策本部事務局内に「受援班」を設ける。受援班は、人的支援に関する全体調整、行政機関等への応援要請、市全体の受援状況の取りまとめ等を行う。



※太枠の班は業務の一部を災害対策本部事務局の業務として実施する

### (2) 指揮命令者等の明確化

受援を受け入れる業務ごとに指揮命令者及び受援担当者を明確にする。

- ① 指揮命令者 応援職員等に対して業務に関する指揮命令を行う職員  
(当該業務の担当所属長を想定)
- ② 受援担当者 応援職員等の受け入れに関して、必要な情報共有を行い、受援班と連絡調整を行う実務責任者（当該業務の担当所属における係長を想定）

### (3) 受援班の役割

受援班は主に以下の事務を担当する。

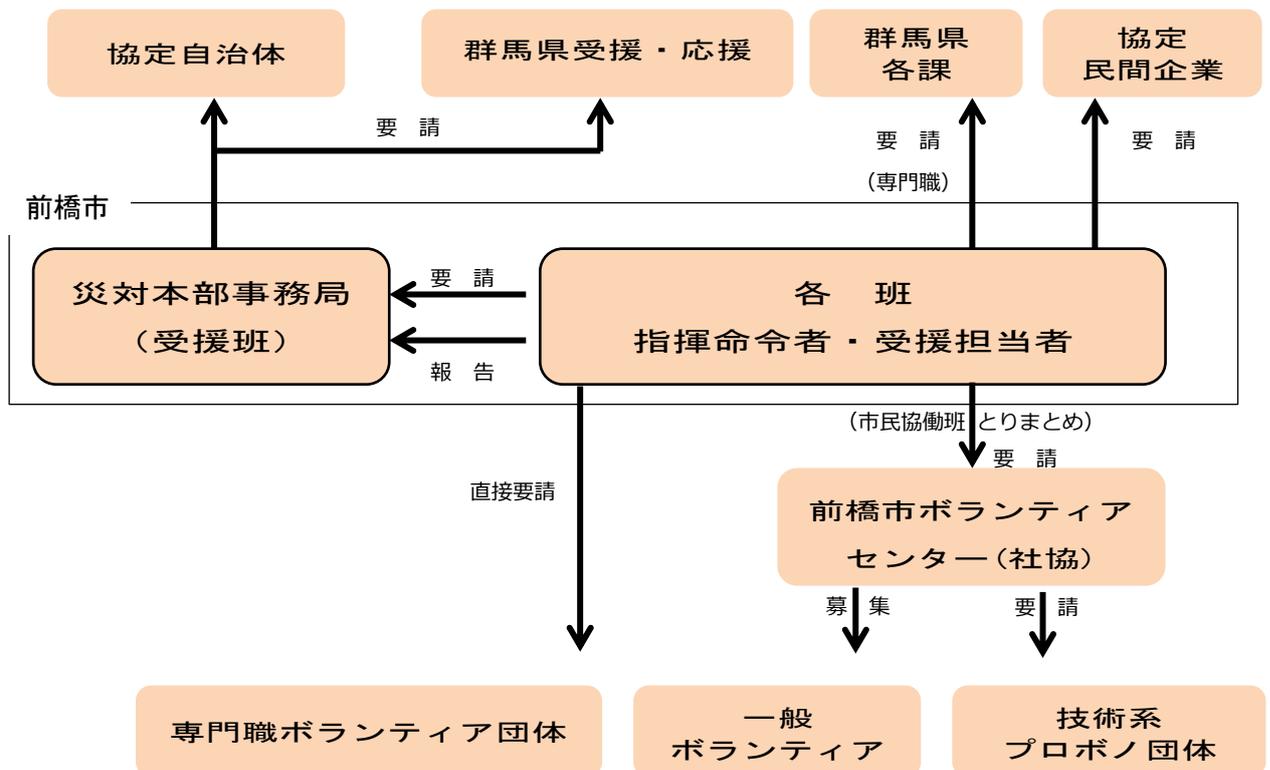
- ① 庁内における人的ニーズのとりまとめ（誰を、いつまで、どのくらい、応援が必要か）
- ② 各班からの要請に基づく庁内人員調整、外部への応援要請

③ 要請段階における応援団体との連絡調整、各班への取次ぎ

④ 庁内における人的な受入れ状況の把握（誰を、いつまで、どのくらい、応援を受けているか）

＜応援要請にかかる役割分担＞

- |      |   |
|------|---|
| 自衛隊等 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 自衛隊への応援要請は防災総括班（防災危機管理課）が行う。</li> <li>● 緊急消防援助隊への応援要請は消防局警防課が行う。</li> </ul>  |
| 自治体  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 国等の主導により応援ルールが確立されている専門職の応援要請は、各担当課が直接要請を行う。（保健師、応急危険度判定、水道など） P15参照</li> <li>● <u>その他の業務について、受援班が庁内各部を取りまとめ、県または協定締結自治体に応援要請を行う。</u></li> </ul>           |
| 協定等  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 協定締結民間団体については、各班が直接応援要請を行う。</li> <li>● 一般ボランティアについては、各班が市民協働班を通し市ボランティアセンターに要請を行う。</li> <li>● 専門職ボランティア団体（医療救護、ヘルパー、社会福祉士等）については、各班が直接団体等に要請する。</li> </ul> |
| 共通   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>各班が直接応援要請を行った場合は、受援班に状況報告を行い、受援班は市全体の受援状況を随時把握しておく。</u></li> <li>● 応援要請は躊躇せず、迅速に実施する。</li> </ul>  |



### 3 受援対象業務

過去の大規模災害において、被災自治体の要請等に基づき応援が行われた業務を中心に、応援を受ける業務を予め以下のとおり整理する。受援班は太枠の部分を取りまとめて応援要請を行う。なお、No1～No3については、各課からの要請をまず、本部事務局で検討のうえ応援要請を検討・実施する。

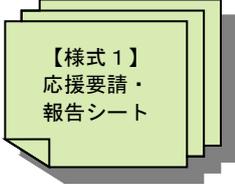
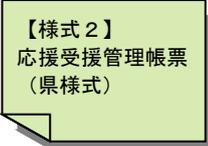
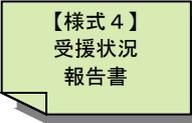
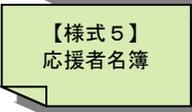
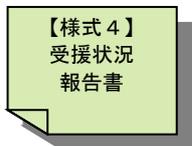
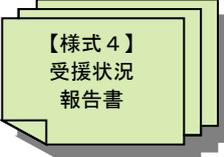
No	担当班	主担当課	業務名	業務内容	支援団体					始 期	必要とする職種	協定団体等
					自治体 (県含む)	民間 協定	一般 ボラ	専門 ボラ	他			
1	防災総括班	防災危機管理課	災害対策本部事務局運営	市が実施する災害対策活動に対する補助(助言)、及び協定団体からの先遣隊、リエソンを連絡調整者として受入れる。	●				●	発災 6時間後～	被災経験自治体への要請を検討	国交省高崎河川国道事務所 群馬県行政県税事務所 等
2	教育管理班	教) 総務課	避難所運営業務	避難者の受付、名簿の作成、物資ニーズの把握、物資・食事の配給、物資の整理	●					発災 12時間後～	—	前橋市役所退職者会
3	物流拠点班	公営事業課	物資輸送拠点運営	支援物資について、トラックから荷下ろし、種別毎に仕分け、避難所への搬送トラックへの積み込み、在庫管理を行う。	●	●	●			発災 12時間後～	—	日本通運、関東西濃運輸、ヤマト運輸、佐川急便、青年会議所
4	廃棄物班	ごみ政策課	災害廃棄物関係業務	ごみ収集(一般、災害ごみ等)、仮置場での分別指導、処理委託事務等	●					発災 72時間後～	廃棄物担当課経験者	
5	教育指導班	学校教育課	学校関係業務	カウンセリングによる児童生徒の心のケア、学校再開に向けた支援 等	●				●	発災 1週間後～	教職員	EARTH
6	調査班	市民税課	罹災証明書申請受付	罹災証明書の申請受付、住家に係る被害認定調査結果等	●	●			●	発災 1週間後～	—	群馬県行政書士会前橋支部 財務省前橋財務事務所
7	調査班	資産税課	被害認定調査 (一次調査)	罹災証明書の申請により、住宅の被害認定調査を行い、指定パソコンに調査結果を登録する。	●					発災 1週間後～	家屋評価経験者が望ましい	
8	調査班	資産税課	被害認定調査 (二次調査)	罹災証明書の申請により、住宅の被害認定調査を行い、指定パソコンに調査結果を登録する。	●					発災 1ヶ月後～	家屋評価経験者が望ましい	
9	社会福祉班	社会福祉課	被災者支援申請受付業務	被災者支援金、義援金、見舞金等の申請受付等	●					罹災証明開始後		
10	都市計画班	建築住宅課	応急仮設住宅等申請受付業務	建設型応急仮設、みなし応急仮設 申請受付等	●					罹災証明開始後		
11	衛生防疫班	衛生検査課	動物救護関係業務	被災ペットの受入れ	●				●	発災 1週間後～	獣医師(自治体)	
12	道路公園班	道路管理課	道路・橋梁・河川の復旧	緊急輸送道路を中心に、道路の啓開作業、応急復旧を実施	●	●				発災 1ヶ月後～	土木職(自治体)	群馬県建設業協会前橋支部
13	教育管理班	教育施設課 建築住宅課	市有施設の応急復旧	市有施設の応急復旧	●	●				発災 1ヶ月後～	建築職(自治体)	群馬県建設業協会前橋支部
14	教育管理班	教育施設課 建築住宅課	市有施設の電気設備及び機械設備の復旧	被害のあった市有施設等の電気設備及び機械設備の改修を行う。	●	●				発災 1ヶ月後～	建築職(自治体)	前橋電設協会、前橋電気センター
15	都市計画班	建築指導課	被災建築物応急危険度判定	市職員と応援職員の判定チームにより、被災建築物の応急危険度判定を実施する。	●					発災 72時間後～	建築職(自治体)	
16	都市計画班	建築指導課	被災建築物応急危険度判定	被災宅地危険度判定士の現地踏査により、宅地の被災状況を調査し、擁壁・宅盤・法面等の危険度を分類する。	●					発災 72時間後～	土木職(自治体)	
17	上水道班	水道整備課	上水施設の応急復旧	水道管の漏水調査及び漏水修理	●	●				発災	土木職(自治体)	前橋管工事共同組合

No 1～No14 自治体については受援班を通して応援要請 No15～No23 各班から直接要請(国等が関与しルール化されている業務) No24～No35 協定団体等に要請を想定する業務

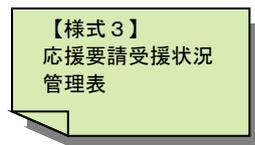
No	担当班	主担当課	業務名	業務内容	支援団体					始期	必要とする職種	協定団体
					自治体 (県含む)	民間 協定	一般 ボラ	専門 ボラ	他			
18	下水道班	下水道整備課	下水道施設の応急復旧	下水道管路施設の一次調査、応急復旧	●	●				発災	土木職（自治体）	公益社団法人 日本下水道管路管理業協会 関東支部 群馬県支部
19	上水道班	経営企画課	応急給水	断水時に、避難所へ給水車を派遣する。日本水道協会を通じ応援を受ける。	●					発災	水道局職員	川口市、宇都宮市、水戸市、県内市町村
20	医療保健班	健康増進課	避難所巡回健康相談	避難所における被災者の健康相談、感染症予防対策指導、エコノミー症候群の予防指導の実施 等	●					発災 72 時間後～	保健師、看護師	
21	医療保健班	健康増進課	在宅避難者への訪問	避難所から自宅に戻った要支援者の家庭訪問	●					発災 72 時間後～	保健師、看護師	
22	医療保健班	健康増進課	栄養状態の把握	避難所における食事提供の状況把握、アレルギー対応、介護食等の必要性の判断等	●			●		発災 72 時間後～	管理栄養士	
23	医療保健班	保健総務課	医療救護所の運営	各避難所における救護所対応 一定規模の避難者数の避難所に開設し、医療チームの派遣を受ける（救助法適用で県の業務）	●					発災 72 時間後～	保健師、看護師	
24	医療保健班	保健総務課	医薬品の調達	救護所等で必要となる医薬品の調達。県が医薬品卸共同組合、医療機器販売業協会に流通備蓄を委託しているため、県へ要請	●					発災 72 時間後～		
25	医療保健班	保健総務課	災害時医療	DMAT、日赤救護班など医療活動チームが不足する場合に県や厚生労働省に要請				●	●	発災 6 時間後～	医師、看護師	
26	防災総括班	防災危機管理課	被害情報の収集	必要に応じて、協定団体へ空撮による被害状況の収集を依頼		●				発災 6 時間後～		赤十字飛行隊、アジア航測、エア・メディア・サービス
27	市民班	市民課	遺体の収容、安置	遺体が多数発生した場合で、収容、安置が必要な場合に、全日本冠婚葬祭互助協会へ依頼。遺体の搬送は、霊きゅう自動車協会		●				発災 直後～		社団法人全国霊きゅう自動車協会、全日本冠婚葬祭互助協会
28	管財班	資産経営課	食料、水、物資の調達	物資編参照		●				発災 6 時間後～		ベイシア、コープぐんま、クスリのマルエほか
29	管財班	資産経営課	食料、水、物資の搬送	物資編参照		●				発災 12 時間後～		日本通運、関東西濃運輸、ヤマト運輸、佐川急便、トラック協会前橋支部、赤帽
30	契約班	契約監理課	燃料の確保	県が群馬県石油共同組合と協定を締結しており、県へ自家発電設備燃料、車両への優先供給について要請。市も協定あり		●				発災 6 時間後～		群馬県石油共同組合前橋支部
31	清掃防疫班	ごみ政策課	仮設トイレの設置	断水時に、避難所へ仮設トイレを設置する。市所有のもののほか協定企業へレンタルを要請する。搬送は管財班と調整		●				発災 24 時間後～		旭ハウス工業、アクティオ、コーエイ
32	清掃防疫班	ごみ政策課	し尿の収集	避難所へ設置した仮設トイレのし尿収集を要請する。					●	発災 72 時間後～		
33	防災総括班	防災危機管理課	避難所の警備	群馬県警備業協会との協定に基づき、避難所へ警備員の派遣を要請する。		●				発災 12 時間後～		群馬県警備業協会
34	社会福祉班	社会福祉課	福祉避難所の運営	福祉避難所の被災者支援				●		発災 24 時間後～	介護士、社会福祉士	各社会福祉法人
35	教育管理班	教) 総務課	調理場における炊き出し	物資編参照		●				発災 24 時間後～		前橋生鮮食料品卸売市場、前橋市農業共同組合、松島商店

※九州地方知事会「熊本地震に係る広域応援検証・評価について」を参考に実際に応援が実施された業務を中心に整理

#### 4 受援の流れ・手続き

	各班指揮命令者・受援担当者	受援班（職員課）
応援要請	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応援の必要性の判断</li> <li>・ 部内での人員調整</li> <li>・ 受援班（職員課）へ応援要請</li> <li>・ 外部団体へ直接応援要請（専門職）</li> </ul>	
		<table border="1"> <tr> <td> <b>【応援要請の場合】</b>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 庁内人員調整</li> <li>・ 県等へ応援を要請 (各指定様式)</li> </ul> </td> <td> <b>【報告の場合】</b>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要請状況の把握</li> </ul> </td> </tr> </table>
<b>【応援要請の場合】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 庁内人員調整</li> <li>・ 県等へ応援を要請 (各指定様式)</li> </ul>	<b>【報告の場合】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要請状況の把握</li> </ul>	
応援決定		 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応援団体ごとに様式2が送付される</li> </ul>
受援準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市職員と応援者の役割分担整理</li> <li>・ 配布用マニュアルの準備</li> <li>・ その他業務に応じた資機材、図面等の準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応援団体との連絡調整</li> </ul>
受援開始	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応援職員到着、応援業務開始</li> </ul>  	
受援終了	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経費の精算 (災害救助法が適用されていることが想定されるため、その場合は、財政課取りまとめ)</li> </ul> 	

要請・受援の状況を全体管理



### (1) 受援の必要性の判断

各班は被害状況等から業務量を見積り、参集（可能）職員に対して人員が不足する場合は、各部内で調整するとともに、応援要請を検討する。

※受援の必要性を判断するためには、災害の規模を把握することが必要だが、被害の全容が把握できない時点で、対応能力を超えている可能性が高い。

※応援の要請はためらわない。災害はある程度広域的に発生するため、応援要請が早い自治体に応援が集中してしまう。

※応援職員用の宿泊先や食事が確保できない、救助法が適用されていない（費用負担の問題）などの理由により、要請を躊躇したり、申出を断る必要はない。

### (2) 応援要請

各班は、人的な応援を要請する場合は、受援班（職員課）に応援要請・報告シート【様式 1】を使用して要請する。

受援班は各班からの要請に基づき、応援部などの庁内職員を割り当てるとともに、県及び協締結自治体へ応援要請を行う。【各様式あり】

また、前述のとおり各班が直接応援要請を行った場合は、同様に応援要請・報告シート【様式 1】を使用して受援班（職員課）に報告をする。

受援班は、応援要請・報告シート【様式 1】の提出を受けたら、応援要請・受援状況管理表【様式 3】を作成し、以後応援要請状況、応援決定状況を管理する。

### (3) 受援の準備

#### ① 応援団体との連絡調整

受援班は応援要請を行った後に、各団体に連絡調整者の本部待機を要請する。要請先団体に応援受援管理帳票【様式 2】の提出を求め、応援人数、職種、期間、到着時期、集合場所等の連絡調整を行い、その都度各班受援担当者へ伝達を行う。なお、各業務の専門的知識が必要な場合は、直接各班との調整を依頼する。

宿泊場所は、原則として応援団体側に確保してもらうが、市内では以下の斡旋を検討する。

※前橋市旅館ホテル協同組合

※前橋競輪選手宿舎 前橋市総社町2丁目5-3 41室162名（要寝袋）

#### ② 必要な資機材の準備

各班は、業務ごとに必要な資機材を可能な限り準備する。

※あらかじめ、必要な資機材を把握しておき、持参を依頼する資機材を整理しておく。

③ 配布用マニュアルの準備

各班受援担当者は各業務のマニュアルを整理し、必要に応じて説明会等の準備を行う。

(4) 応援職員等の受入れ

① 応援職員の受付

応援職員が到着したら、応援職員の団体名、氏名、活動期間、宿泊場所等を明記した応援職員等名簿【様式5】を作成する（各班で保管）。

② 業務の内容等の説明

受援担当者は、業務マニュアル等を活用し、応援職員が行う業務の内容や手順について、説明を行う。

③ 受援開始の報告

受援担当者は、受援状況報告書【様式4】を作成し、受援班に報告する。

(5) 受援による業務の実施

① 応援職員等の情報共有

受援担当者を中心に、原則毎日ミーティング等を行い、応援職員等を含めて情報共有を行う。

② 応援職員の交代等に係る対応

受援担当者は、応援職員等の交代に際して引継ぎを行う。交代に伴ってその都度業務説明を行うことにならないよう、派遣期間を重ねて応援職員間である程度引継ぎが出来ることが望ましい。

(6) 受援の終了

受援の必要性が無くなった場合、見込まれる場合は、応援団体と調整の上、各班で受援終了の判断を行う。

受援を終了した場合、受援担当者は受援開始時に提出した受援状況報告書【様式4】に追記し、受援班に提出する。

## 第3章 物的支援

### 1 趣旨

市は、大規模な災害が発生した場合に避難者（避難所以外の場所に避難している避難者を含む。）に対して、食料、医療、医薬品その他の生活関連物資を提供しなければならない。

本市では各指定避難所に最低限の食料、水、毛布等の生活物資を備蓄しているが、避難の長期化が見込まれる場合は、物資を調達し避難所へ搬送する必要がある。

他の市町村における過去の大規模な災害では、国や県、非被災地方公共団体、民間企業など多様な主体から物的支援が行われているものの、物資の調達や輸送、集積場所での仕分け等の業務は、自治体の平時の業務にはなく、能登半島地震においても行政だけ円滑に物資を避難所までとどけることは困難であることが明らかとなった。

物資の調達や受入れ、供給等を円滑に実施するため、外部から支援を受け入れる体制を整備する。

(過去の課題：東日本大震災)

- ・ 県の集積拠点は、荷さばき・在庫管理のノウハウを持たない行政職員が対応したため、政府からの支援物資に加え、大量の民間からの義援物資で集積拠点はあふれかえり、物資が滞留する事態に陥り、市町村や避難所への移送手段の手間取りとあいまって、避難所等への配送が滞った。
- ・ 国土交通省東北地方整備局が中心となって行った「くしの歯作戦」によって、被災地の主要な道路の啓開作業が迅速に行われたことが、速やかな救命・救助活動、支援物資輸送等につながった。

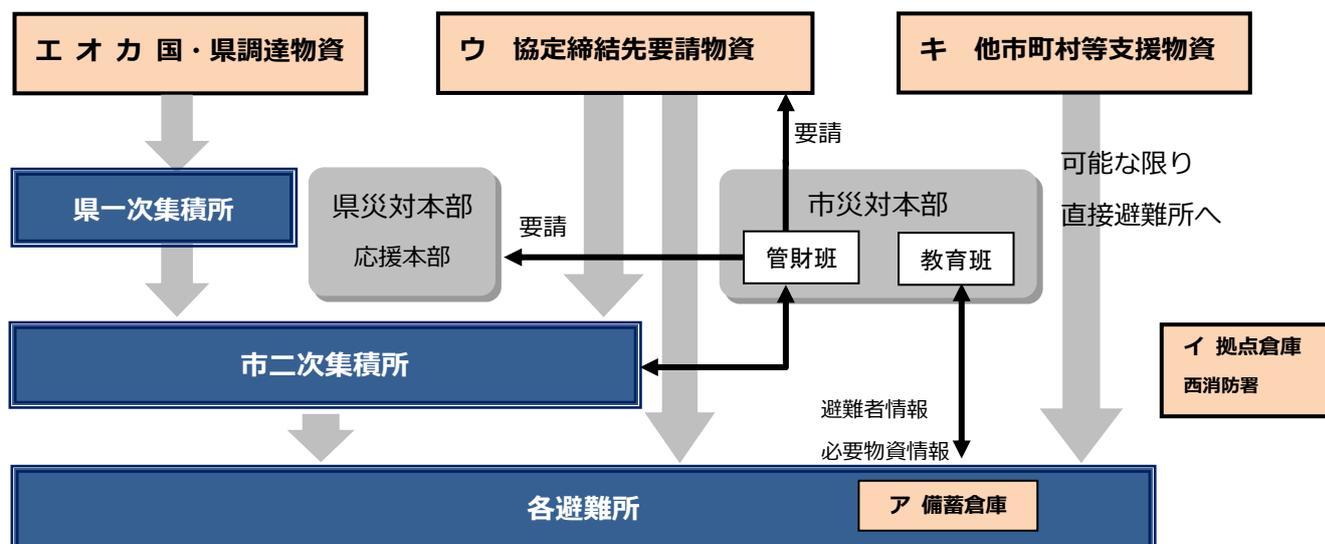
(過去の課題：熊本地震)

- ・ 支援物資は届いているが、職員も被災し、配布する人手が不足。また、余震がひどく、安全面からボランティアの活用も難しく、物資配布が滞った。
- ・ 県の集積拠点3箇所が2度の大地震により全て被災して使えなくなったため、新たな集積場所の選定、支援物資の受取に時間を要した。また、人員不足により仕分け作業に大幅に時間を要した。
- ・ 災害時の物資調達について、県は民間10社と協定を結んでいたが、保管協定は結んでおらず、職員の人員不足により荷下ろしに大幅に時間を要した。

(過去の課題：能登半島地震)

- ・ 発災翌日から国ブッシュ型支援が始まったが、当初は県の職員が直営24時間体制で物流拠点を運営した。
- ・ 担当職員が不在で、初動において物資調達・輸送調整等支援システムは活用できなかった。
- ・ 物流拠点は、開放されたシャッターから外気が吹き込み、屋外と同じ環境下でPC作業をしなければならなかった。
- ・ 県は、発災7日目で物資支援チームを立ち上げて、必要物資の把握・配送調整を行った。
- ・ 自治体、企業、個人からの支援物資で、事前に連絡がないなど十分な調整なく物資拠点到搬入されたため、受け取り調整等に混乱が生じた事例が見られた。
- ・ 多品目の物資が少量ずつ一つに梱包されて物資拠点到届く等、配布に適さない形で送られてくる事例も見られた。
- ・ 民間団体や他自治体等からトイレトレーラー、水循環型シャワー、高機能な簡易トイレ等が支援されたが、運用する人員や運用方法等が課題となった。

## 2 物資調達供給の枠組み



物資の種類	概要
ア 指定避難所備蓄物資	指定避難所には、防災備蓄倉庫を備えており、必要最低限の食料、水、寝具、トイレ関係、発電機を備蓄している。避難所参集職員（備蓄倉庫の鍵保有）は、当該物資を避難者へ配布する。
イ 拠点倉庫備蓄物資	西消防署におむつ、生理用品等を備蓄しており、発災後必要に応じて避難所へ搬送を想定
ウ 市協定物資	小売店、ドラッグストア等民間企業と協定を締結済み 東京都北区ほか地方自治体と相互応援協定を締結済み 【資料編参照】
エ 県備蓄物資	県内27箇所（市内は地域防災センター（県合同庁舎））に備蓄しており、県への要請後、市町村物資集積拠点を經由又は直接避難所へ供給される（県応援受援計画より）。
オ 県協定物資	小売店、ドラッグストア等民間企業と協定を締結済み
カ 国プッシュ型支援	国は、遅くとも発災後3日目までに必要となる物資が被災都道府県に届くよう調整をするものとされており、発災から3日間は家庭等の備蓄と被災地方公共団体における備蓄で対応することを想定している。令和6年能登半島地震では、発災2日目からプッシュ型支援が行われた。 発災直後に必要となる品目例 食料、毛布、ダンボールベッド、育児用ミルク、おむつ、携帯・簡易トイレ、生理用品 ※令和6年能登半島地震では、ジェットヒーター、洗濯機、貯水タンク、空気清浄機、ラップ式簡易トイレ、冷蔵庫といった耐久財も支援された。
キ 他市町村等支援物資	全国の市町村や企業から、申出により備蓄物資の提供が行われる。 個人から小口の義援物資が送られてくることも想定される。

【備蓄物資詳細は資料編参照】

(枠組み別の供給に要する想定時間)

	1日	2日	3日	4日	5日	6日
避難所備蓄物資	←→					
拠点倉庫備蓄物資		←→				
市協定物資			←→			
県調達物資				←→		
国プッシュ型		県集積所	市集積所	←→		
他市町村等支援		←→				

※県調達、国プッシュは県の集積所に一旦集積を行うことが想定されるため、避難所への迅速な配送が課題となる。

### 3 物資調達・輸送調整の体制

#### (1) 管財班（資産経営課）

管財班は、災対本部事務局室において関係する各班と連携しながら、「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用しながら、物資を円滑に供給するよう調整する。

また、協定に基づき物流事業者に専門家の派遣を要請するとともに、可能な時期に物流拠点の運営を物流会社に委託するよう調整する。

(主な担当業務)

- ・ 物流拠点の選定、物流拠点班との連絡調整
- ・ 教育管理班との連携（避難所におけるニーズ把握）
  - ※要配慮者向け物資のニーズ把握は社会福祉班と連携
- ・ 物資の要請、調達（国、県、協定締結事業者、他自治体）
- ・ 避難所への配分計画の作成
- ・ 道路の被災状況の把握（道路公園班と調整）、輸送ルートの検討
- ・ 県物資輸送チームとの調整
- ・ 輸送手段の確保

#### (2) 物流拠点班（公営事業課）

物流拠点班は、管財班が開設を決定した物流拠点において、物資を円滑に受入れ、適切に管理し、正確に搬送が行われるよう調整する。発災当初は、職員で物流拠点を運営することになるが、派遣された物流の専門家から物資の受入れや在庫管理等についてアドバイスを受けるなどして、共同での運営体制を構築し、可能な時期に物流拠点の運営を委託できるよう調整する。

(主な担当業務)

- ・ 物流拠点の開設、運営
- ・ 物流拠点の運営に必要な資機材の調達

- ・搬送される物資の受入れ、在庫管理
- ・避難所への輸送調整
- ・派遣された物流の専門家との連絡・調整

### (3) 物流専門家及び陸上自衛隊

災害が発生した場合、躊躇なく協定を締結している物流会社や陸上自衛隊に支援を要請する。

## 4 物流拠点の選定と開設

拠点の候補は下表のとおりであるが、発災初期から稼働が可能である点で、市有施設を優先的に検討する。管財班は防災総括班と協議の上で開設する拠点を決定したら、県に報告する。

協定締結先の施設は、通常、荷物が多くあるためすぐに使用させていただくことはできないが、必要に応じて物流拠点を市有施設から移転する先として調整する。

拠点候補	所在地	TEL	FAX	面積
<b>グリーンドーム前橋</b>	岩神町 1-2-1	235-2000	232-3892	メソリア 5,000 m <sup>2</sup>
<b>日本通運(株)前橋支店</b>	東善町 146 番地	267-0385	267-0389	7,421.49 m <sup>2</sup>
<b>佐川急便(株)前橋営業所</b>	上増田町 258 番地 14	290-4800	290-4822	2,575.85 m <sup>2</sup>
<b>関東西濃運輸(株)前橋支店</b>	飯土井町 400 番地 3	268-5511	268-5518	5,166.00 m <sup>2</sup>
<b>ヤマト運輸(株)群馬主管支店</b>	下佐鳥町 478 番地	265-7729	265-5692	6,801.00 m <sup>2</sup>
<b>DPL 前橋 B</b>	大渡町 1-10-11	03-5214-2540	03-5214-2541	13,050.48 m <sup>2</sup>

※グリーンドームは、利根川の浸水想定区域内に所在しているため風水害時は注意して開設の適否を検討する。

※このほかの候補施設は、拠点施設一覧を参照する。なお、拠点の選定に当たっては施設の床面の耐荷重を十分に考慮するとともに、フォークリフトなどの機器が使用可能であるかを検討する。

【参考】災害時における支援物資輸送拠点としての協力等に関する協定

(日本通運、佐川急便、西濃運輸、ヤマト運輸、前橋市の5者協定)

- (1) 支援物資輸送拠点としての乙施設の利用
- (2) 支援物資の受入れ及び仕分け並びに甲が指定する避難所等への配送
- (3) 甲が受け入れた支援物資の一時保管
- (4) 市が指定する支援物資輸送拠点への専門家派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、甲及び乙が必要と認める事項

甲：前橋市 乙：4物流事業者

## 5 避難所への搬送に係る基本的注意事項

支援の種類ごとに注意すべき事項は次のとおり。

### (1) プッシュ型支援

- 令和6年能登半島地震では、発災初日から国プッシュ型支援が開始され、発災翌日にはパンなどが県一次集積所に搬送され、同日中には市町村に向けて搬送が開始された。  
市においては、これらの物資を円滑に各避難所へ搬送するための「物流拠点（市二次集積所）の開設」や「拠点運営に必要な資機材の調達」、「車両及び人員の確保」など、物資を円滑に受入れ・搬送するための準備を迅速に行い、避難所まで搬送できない問題（いわゆるラストワンマイルの問題）が発生しないよう対応する。
- 物資調達・輸送調整等支援システム（B-PLo）を可能な限り早期に稼働し、避難者数や備蓄量を国・県と適時共有することで、適切な品目及び数量のプッシュ型支援を受けられるようにする。
- 他自治体、協定締結事業者、民間等から支援物資については、小口で多様な物資であることが想定されることから、国や県からの物資とは違う拠点で受け入れるようにする。受入れ場所は、必要に応じて市ホームページ等で周知して自力で搬送していただくなど、混乱が生じないよう配慮する。避難所へ直接搬送してもらうことが効率的な場合もあるため、柔軟に対応する。

### (2) プル型支援

- 避難者からの要望については、プル型支援となる。毎日定時に避難所からの要望をとりまとめ、物流拠点の在庫から供給又は協定締結事業者から調達して避難所に搬送する。なお、大規模災害のときはプッシュ型支援が長期間に及ぶため、プッシュ型支援とプル型支援は並行して行うこととなる。

### (3) その他

- 避難所への搬送は、受入側のスペースを考慮して4トン車以下で行う。

（参考）熊本地震時は、4月16日（土）AM1：25本震が発生し、本市からも物資を支援した。

4月19日（火）（発災4日目）に熊本市の集積所に到着したが、全国からの支援物資が集積所に集まっており、荷下ろしのためのトラックが40台待ちの状況だった。熊本地震では、集積所から避難所までの搬送が滞った（ラストワンマイル問題）。



(参考) : 国プッシュ型支援について

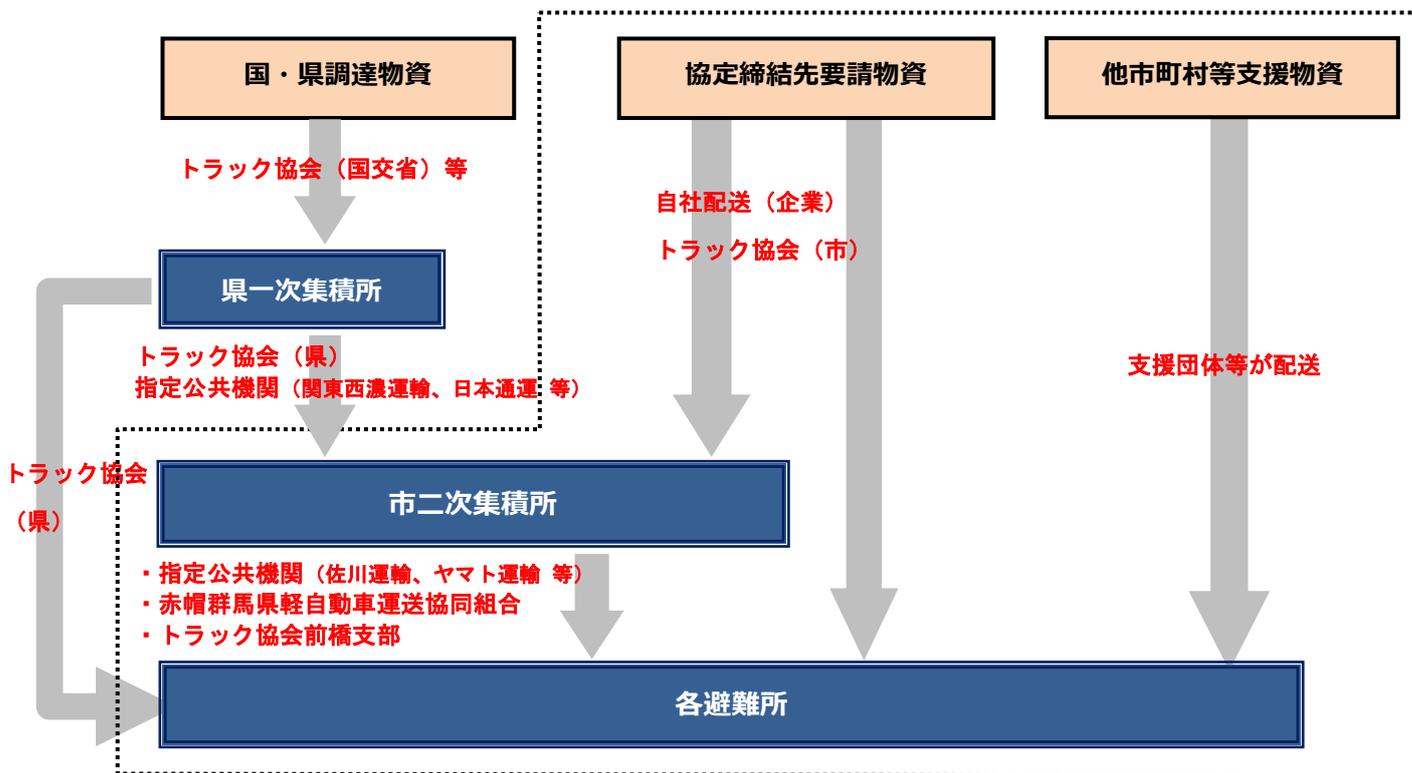
国は「南海トラフ巨大地震の被害想定について（第二次報告）」においては、発災から3日間は自治体及び家庭備蓄による対応を想定しており、発災後遅くとも3日目までに被災県に届く計画としている。また、支援物資の種類及び量については、下表のとおり予め計画されており、4日目から7日目までに必要となる量が想定されている。

項目	必要量算出式（4日分）
食料	避難所避難者数×1人1日3食×4日間×1.2
毛布	避難所避難者数×1人あたり必要枚数2枚－備蓄量
育児用調製粉乳	避難所避難者数× <u>0歳人口比率</u> ×1人1日あたり必要量140g×4日間
乳児・小児用おむつ	避難所避難者数× <u>0～2歳人口比率</u> ×1人1日あたり必要量8枚×4日間
大人用おむつ	避難所避難者数×必要者割合0.005×1人1日あたり必要量8枚×4日間
携帯・簡易トイレ	避難所避難者数×上水道支障率×1人1日あたり使用回数5回×4日間
トイレトペーパー	避難所避難者数×1人1日あたり必要量0.18巻×4日間
生理用品	避難所避難者数× <u>12～51歳女性人口比率</u> ×1人7日間あたり必要枚数 30枚×4／7×1／4

本市想定及び年齢別人口

最大想定避難者数	48,000人
0歳人口	2,326人
0歳～2歳人口	7,438人
12歳～51歳女性人口	75,596人

<供給元から避難所までの搬送役割分担>



群馬県受援・応援計画より

本市は点線部分の運行調整及び集積所の運営を実施することとなる。配送業者については、県が一次輸送、二次輸送、三次輸送の各区間を担当する輸送事業者の候補者リストを作成することとしている。

- 一次輸送：調達先から県物資集積拠点
- 二次輸送：県物資集積拠点から市町村物資集積拠点
- 三次輸送：市町村物資集積拠点から各避難所

## 6 グリーンドーム前橋を物資集積拠点とする場合の留意事項

### (1) 開設準備

施設の安全を確認し、開設することを決定したら必要な資機材及び人員を確保する。

#### <必要物品>

(内部から調達)

品目表示板、案内版、管内地図、カメラ、携帯電話、避難所一覧、パソコン、軍手、マスク、はさみ、カッター、マジック、メジャー、台車、コピー機、FAX、トランシーバー、ホワイトボード、ホワイトボードマーカー、電源ドラム、コーン、コーンバー、ヘルメット

(外部から調達)

フォークリフト、ハンドパレット、パレット、指示灯

【参考】ぐんまフォークリフトセンター（前橋市関根町二丁目1-18） 協定なし

#### <必要人員>

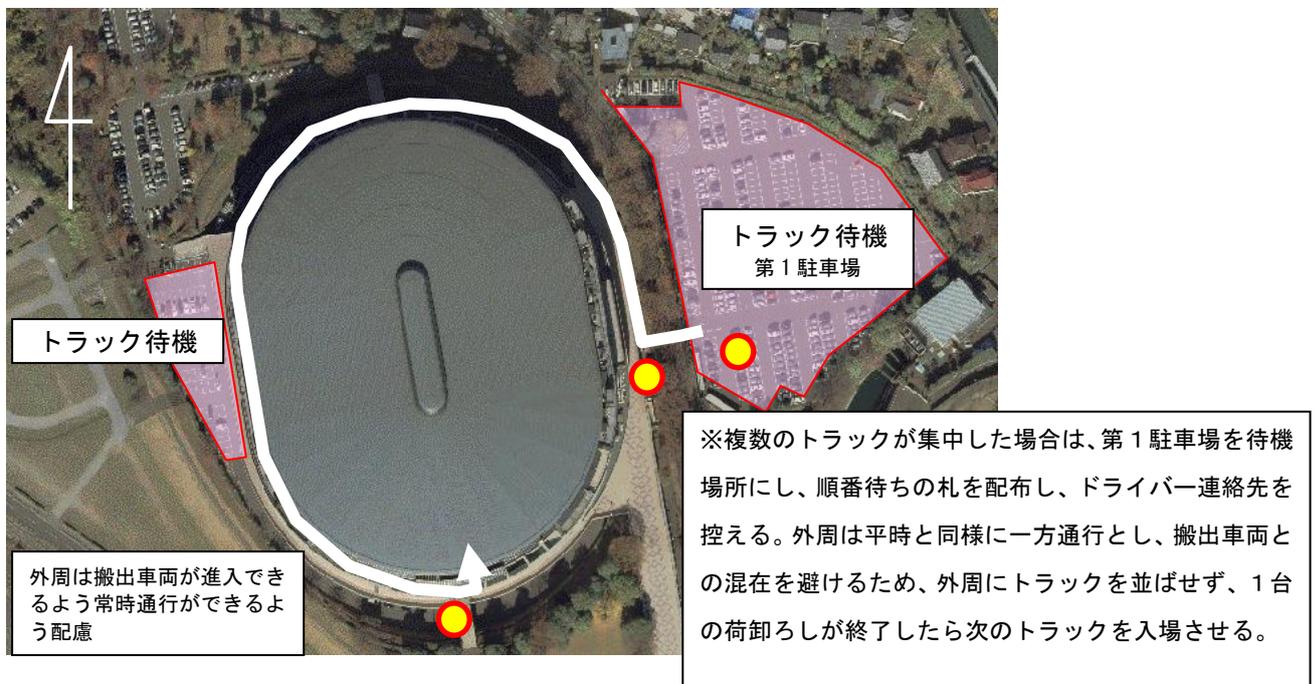
施設外：警備員を雇用し、施設外側の警備を依頼する。 ●：警備員

施設内：物流拠点班、物流会社専門家、陸上自衛隊

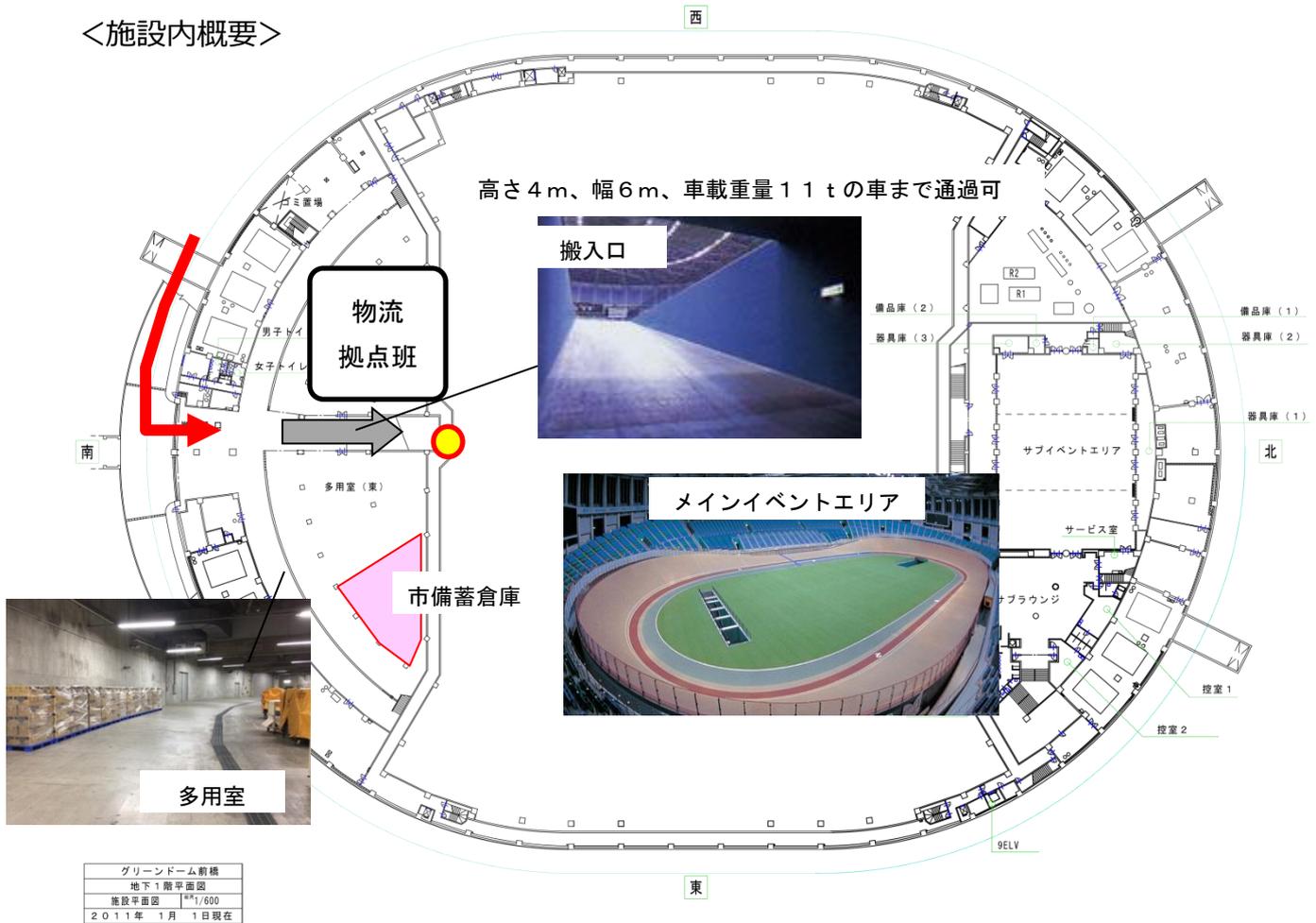
### (2) 施設の利用方法

令和6年度群馬県総合防災訓練でグリーンドームを物流拠点として開設した際の参考レイアウトは次のとおり。

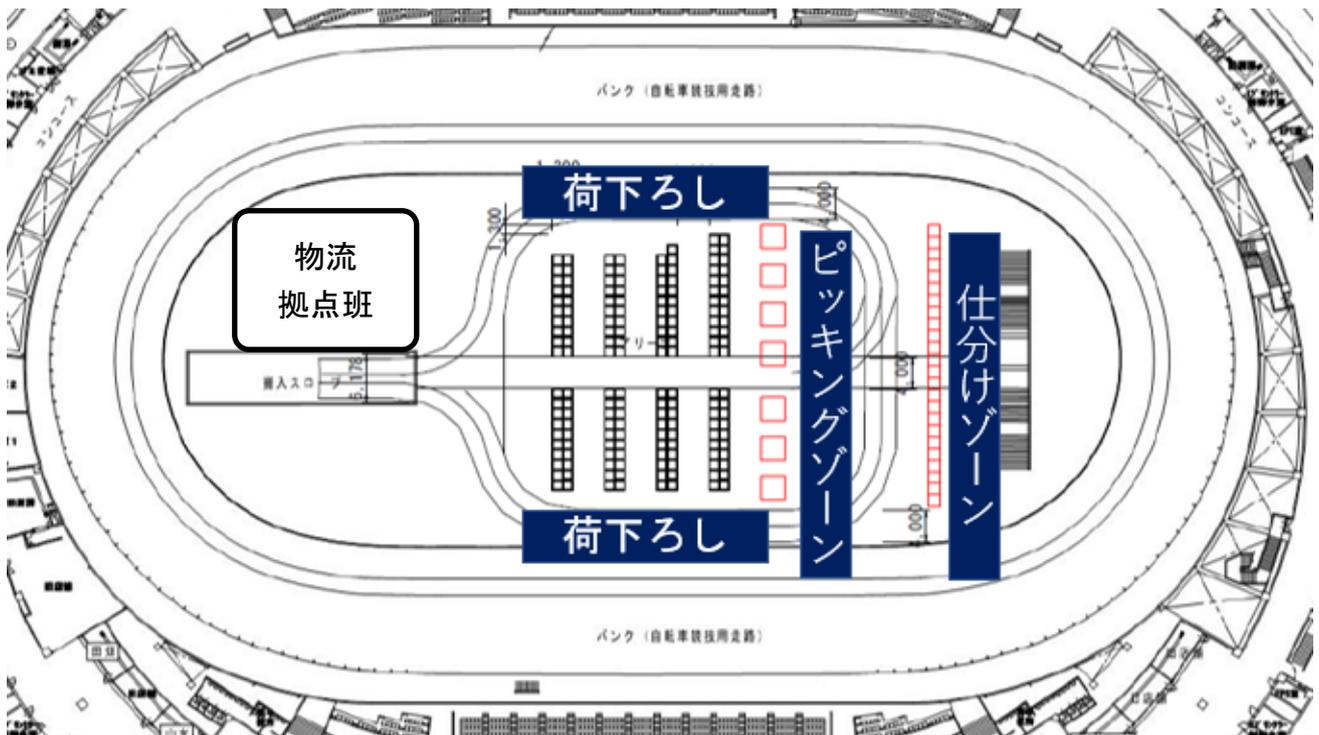
#### <トラック進入経路>



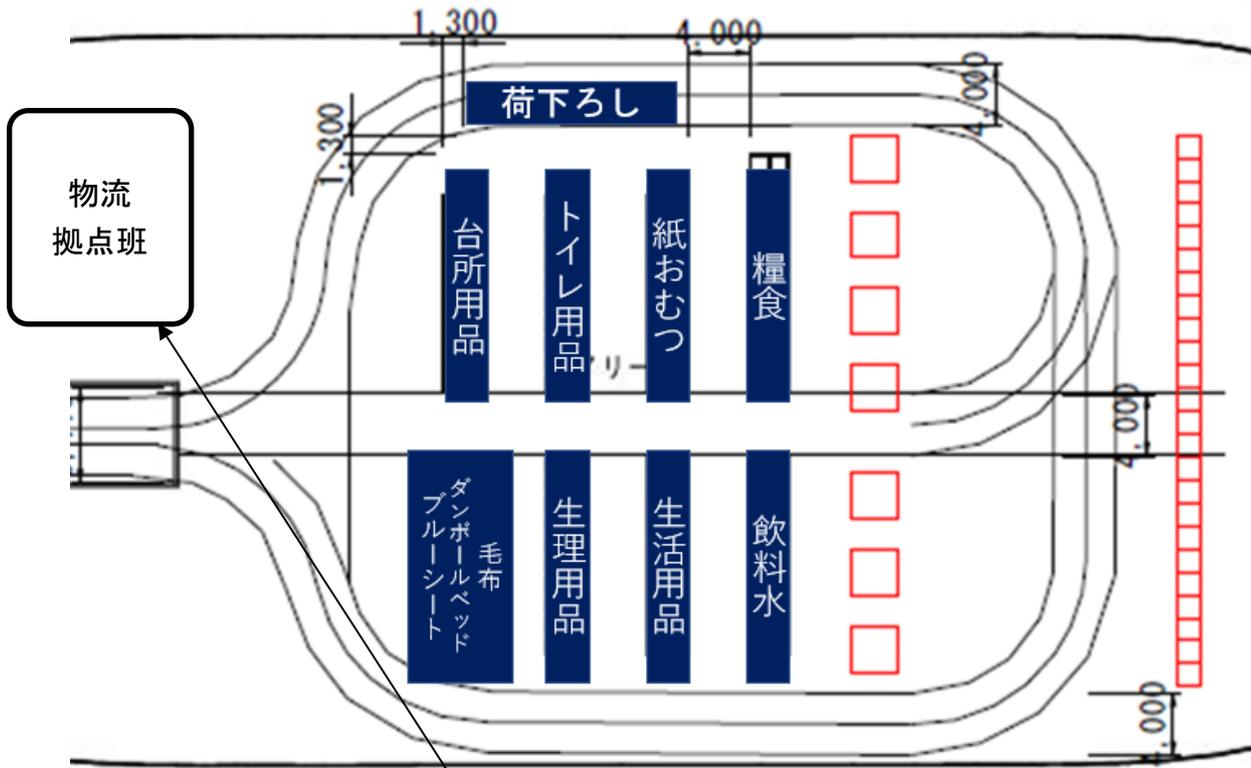
## <施設内概要>



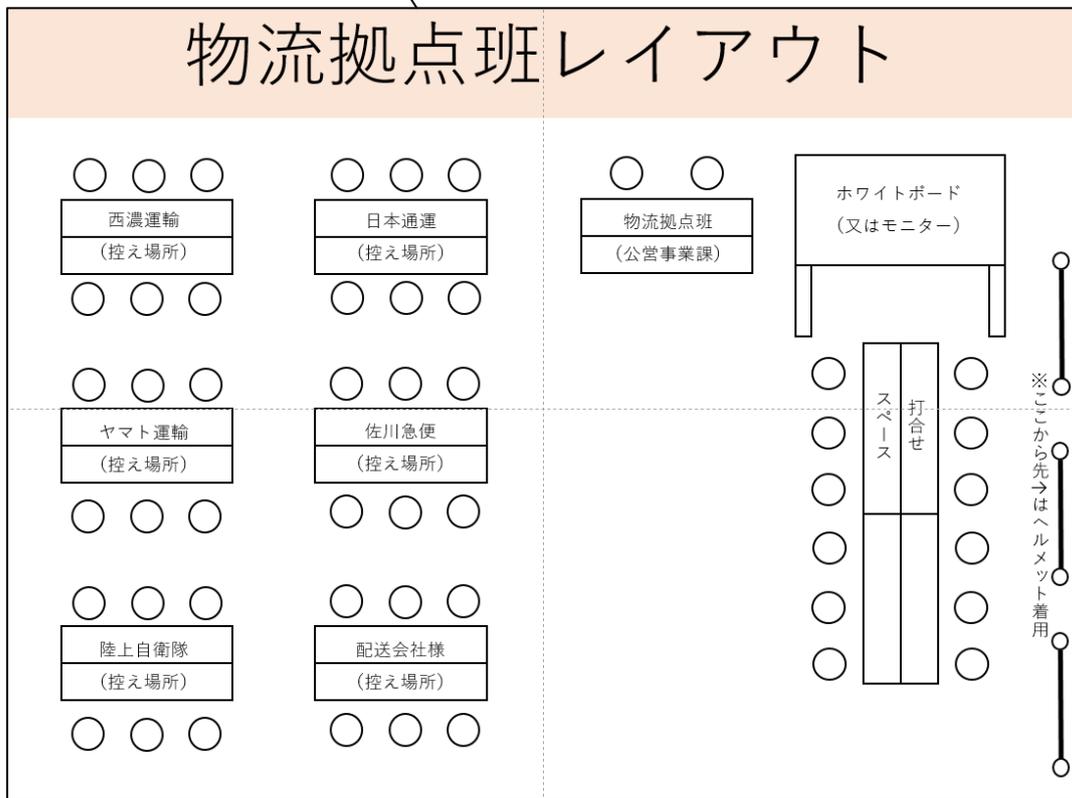
## <施設内トラックルート、物資レイアウト>



<物資レイアウト詳細>



<物流拠点班レイアウト詳細>

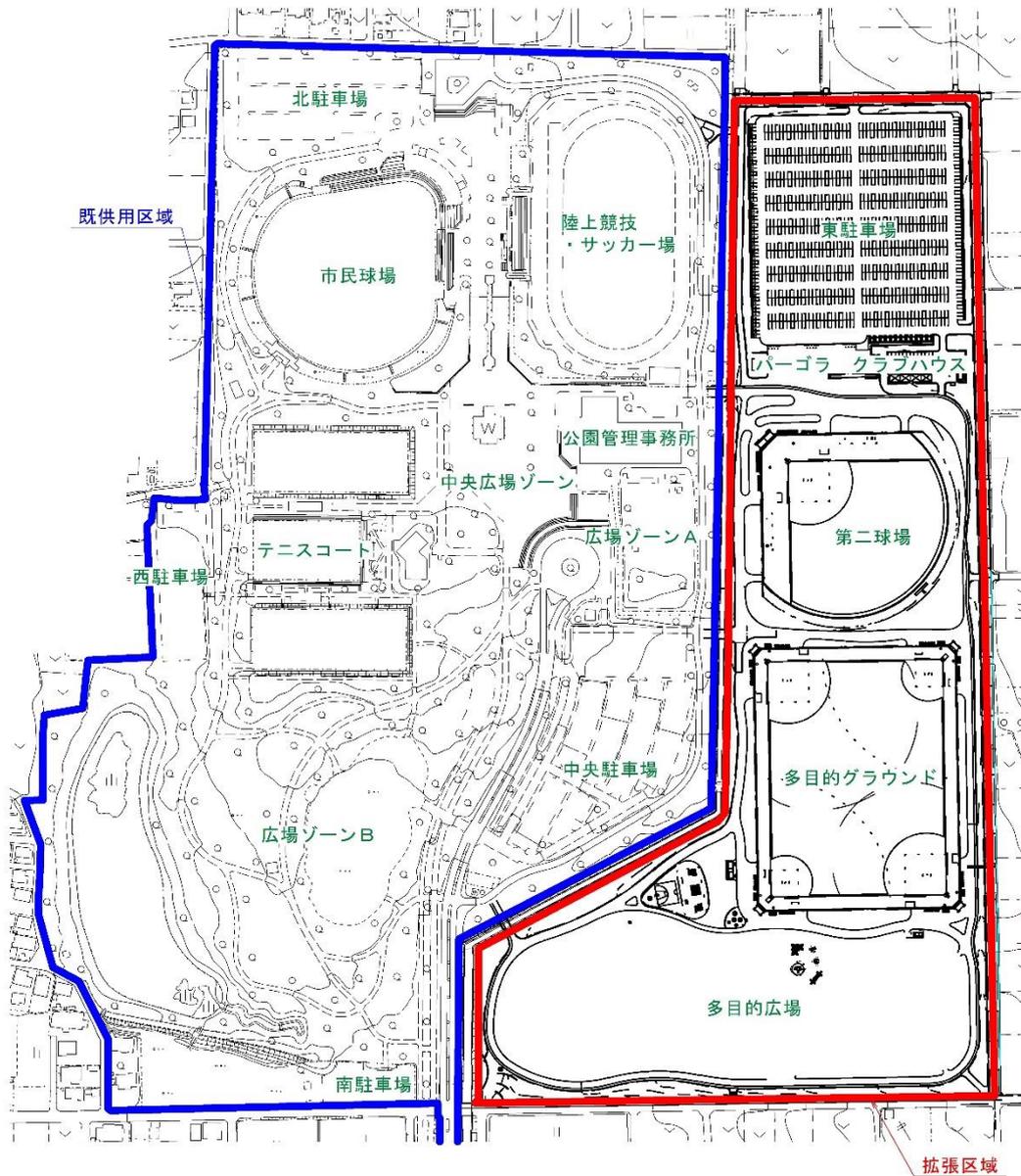


## 7 前橋総合運動公園を防災関係機関の活動拠点等とする場合の留意事項

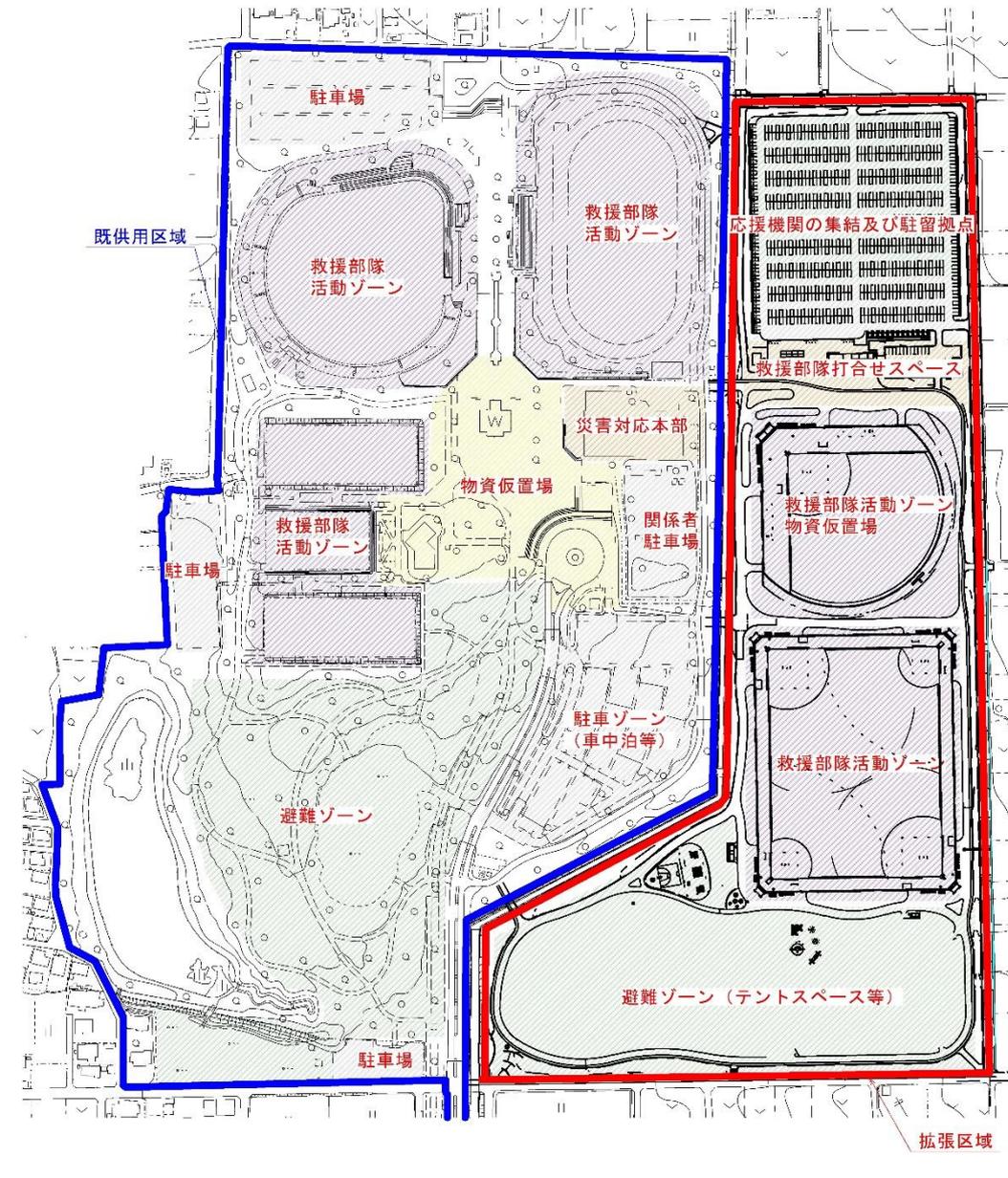
前橋総合運動公園を救援物資の物流拠点や防災関係機関の活動拠点として位置づけ、大規模な災害が発生した場合、応援機関の集結及び駐留拠点などとしての活用を検討するものとする。

<前橋市総合運動公園 施設利用イメージ図>

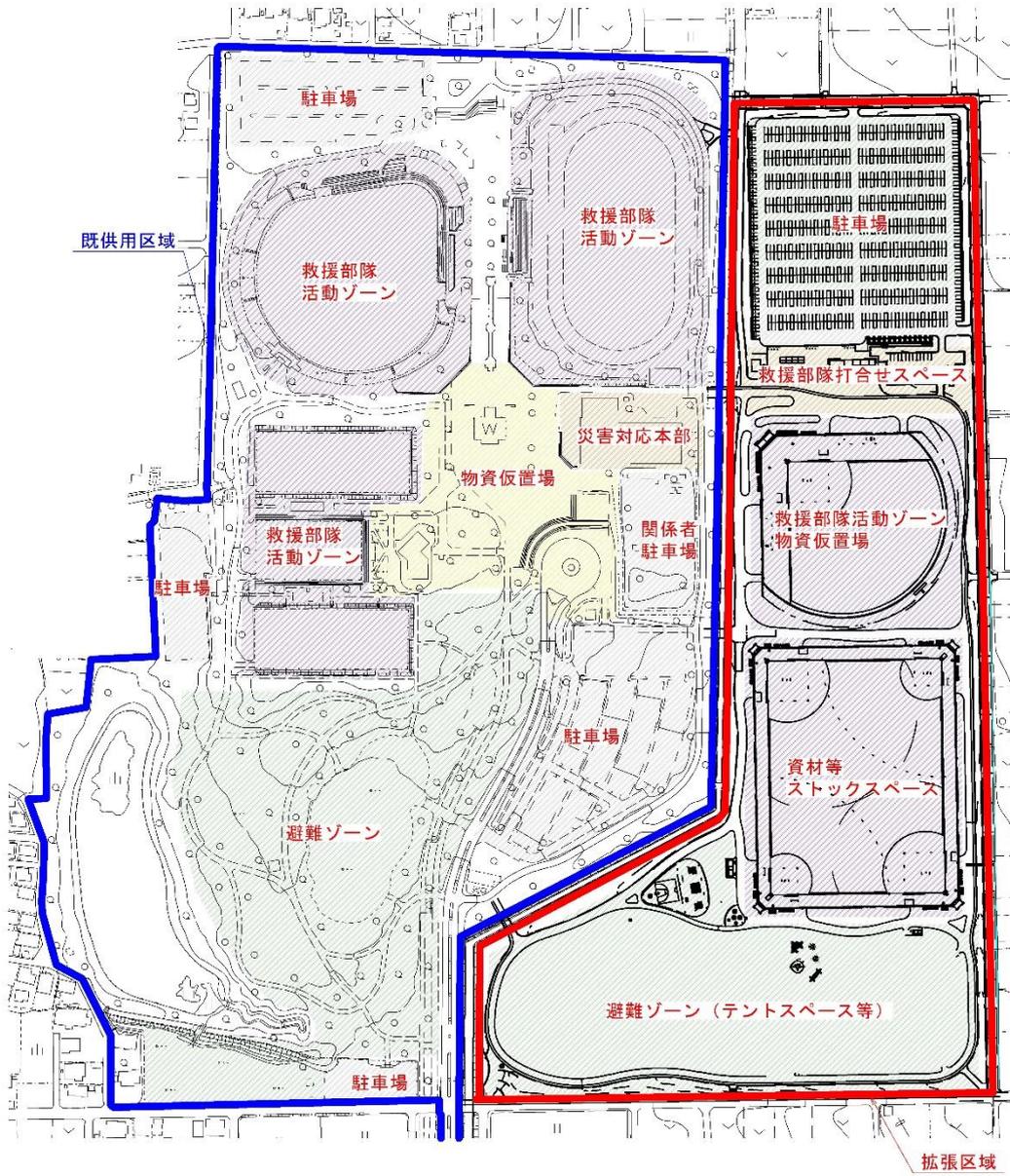
### 【平常時】



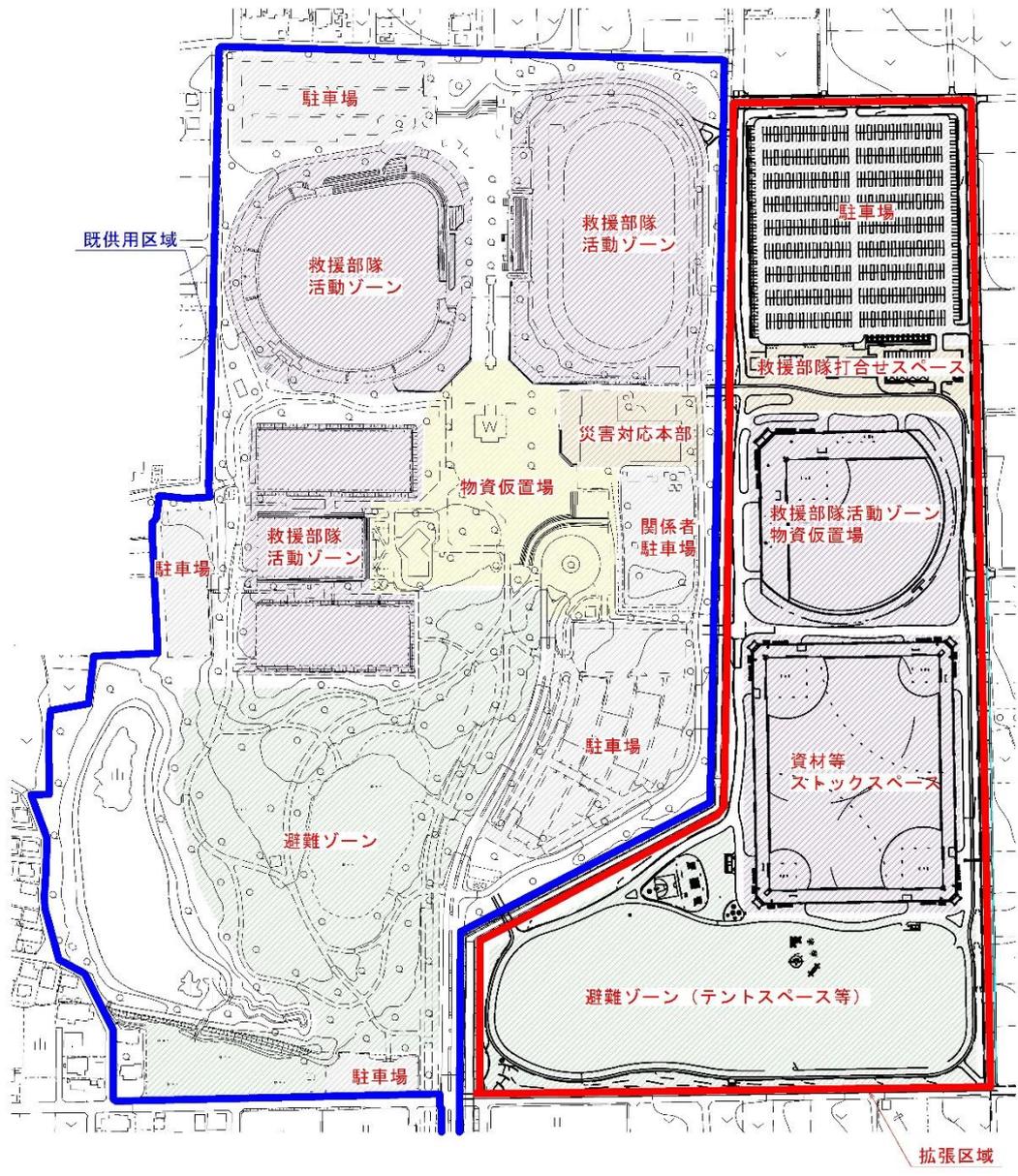
【緊急段階】 発災後概ね3時間～3日



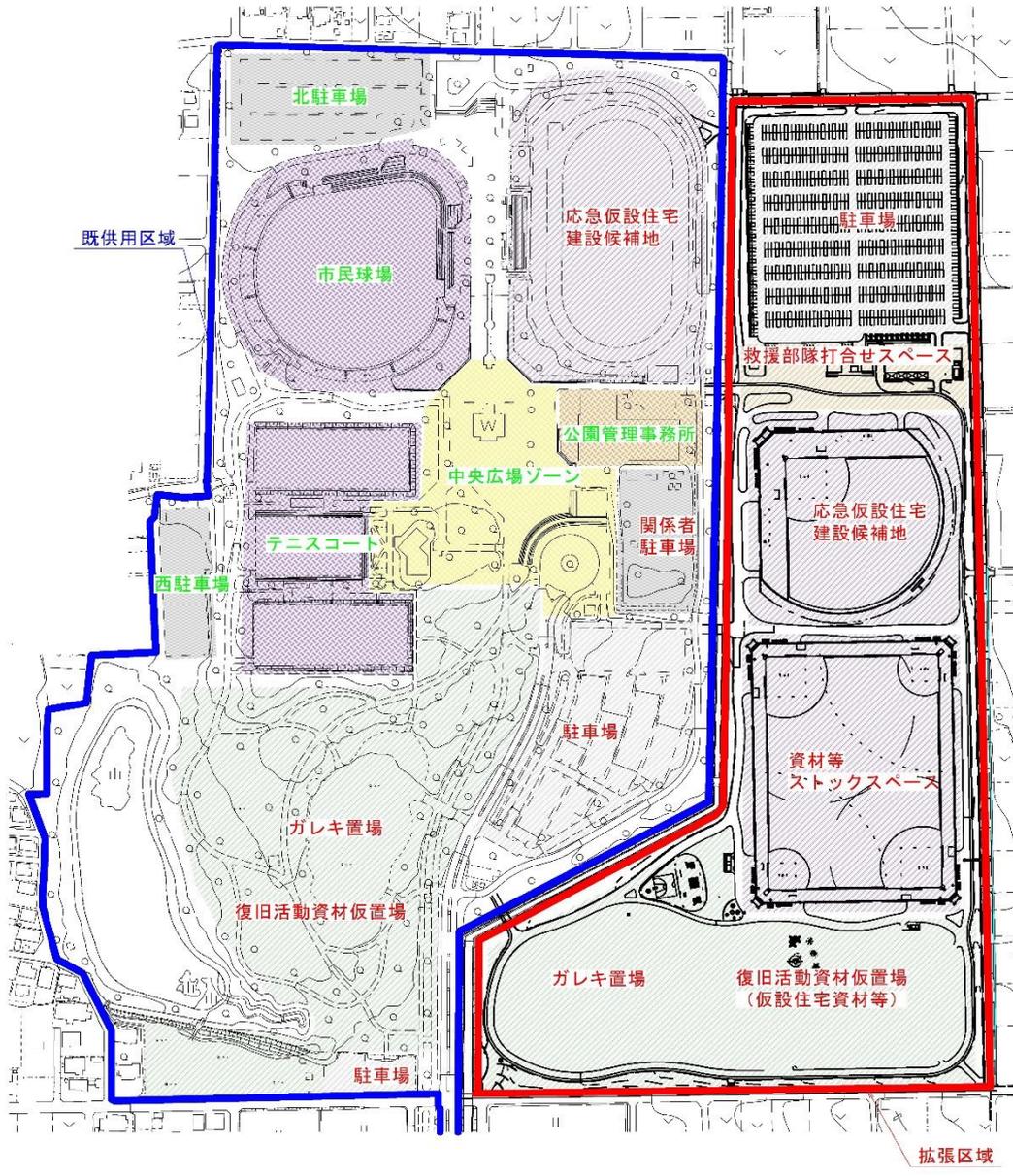
【応急段階】 発災後概ね3日～7日



【応急・復旧段階】発災7日以降



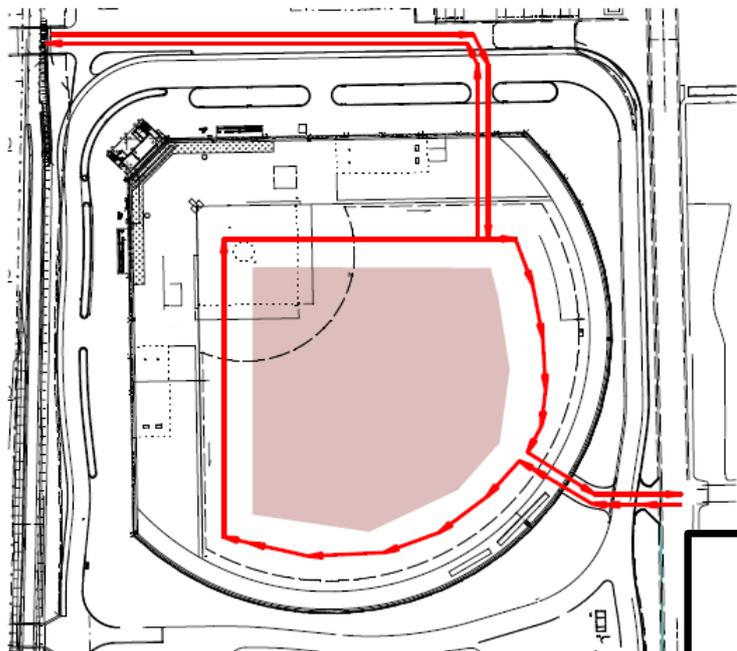
【復旧復興段階】一年後



	公園施設	平常時	災害時【緊急段階】 (発災後概ね3時間から3日)	災害時【応急段階】 (発災後概ね3日から7日)	災害時【応急・復旧段階】 (発災後7日以降)	災害時【復旧復興段階】 (一年後)
広場	中央広場ゾーン	遊び機能/休憩	・物資仮置場	・物資仮置場	・物資仮置場	中央広場ゾーン
	広場ゾーンA	軽スポーツ/イベント/ 遊び機能	・関係者駐車場	・関係者駐車場	・関係者駐車場	・関係者駐車場
	広場ゾーンB	軽スポーツ/遊び機能/ 休憩/レクリエーション	・避難ゾーン	・避難ゾーン	・避難ゾーン	・ガレキ置場 ・復旧活動資材仮置場
	多目的広場	軽スポーツ/レクリエー ション/遊び機能/休憩	・避難ゾーン (テントスペース等)	・避難ゾーン (テントスペース等)	・避難ゾーン (テントスペース等)	・ガレキ置場 ・復旧活動資材仮置場 (仮設住宅資材等)
運動施設	市民球場	各種大会/各種団体練習	・救援部隊活動ゾーン	・救援部隊活動ゾーン	・救援部隊活動ゾーン	・市民球場
	陸上競技・サッカー場	各種大会/各種団体練習	・救援部隊活動ゾーン	・救援部隊活動ゾーン	・救援部隊活動ゾーン	・応急仮設住宅建設候補地
	第二球場※	各種大会/各種団体練習	・救援部隊活動ゾーン ・物資仮置場	・救援部隊活動ゾーン ・物資仮置場	・救援部隊活動ゾーン ・物資仮置場	・応急仮設住宅建設候補地
	クラブハウス※	更衣室/控室	・救援部隊打ち合わせスペース	・救援部隊打ち合わせスペース	・救援部隊打ち合わせスペース	・救援部隊打ち合わせスペース
	多目的グラウンド※	各種大会/各種団体練習	・救援部隊活動ゾーン	・資材等ストックスペース	・資材等ストックスペース	・資材等ストックスペース
	テニスコート	各種大会/各種団体練習	・救援部隊活動ゾーン	・救援部隊活動ゾーン	・救援部隊活動ゾーン	・テニスコート
便益施設	北駐車場	公園利用者駐車場	・駐車場	・駐車場	・駐車場	・北駐車場
	西駐車所	公園利用者駐車場	・駐車場	・駐車場	・駐車場	・西駐車場
	中央駐車場	公園利用者駐車場	・駐車ゾーン(車中泊用)	・駐車場	・駐車場	・駐車場
	南駐車場	公園利用者駐車場	・駐車場	・駐車場	・駐車場	・駐車場
	東駐車場	公園利用者駐車場	・応援機関の終結及び駐留拠点	・駐車場	・駐車場	・駐車場
管理施設	公園管理事務所	職員勤務場所	・災害対応本部	・災害対応本部	・災害対応本部	・公園管理事務所
休憩施設	パーゴラ	休憩所	・救援部隊打ち合わせスペース	・救援部隊打ち合わせスペース	・救援部隊打ち合わせスペース	・救援部隊打ち合わせスペース

※前橋市災害時受援計画に基づき災害協定を締結している各種団体の、人的支援及び物的支援を円滑に受け入れる活動ゾーンとして位置づける。

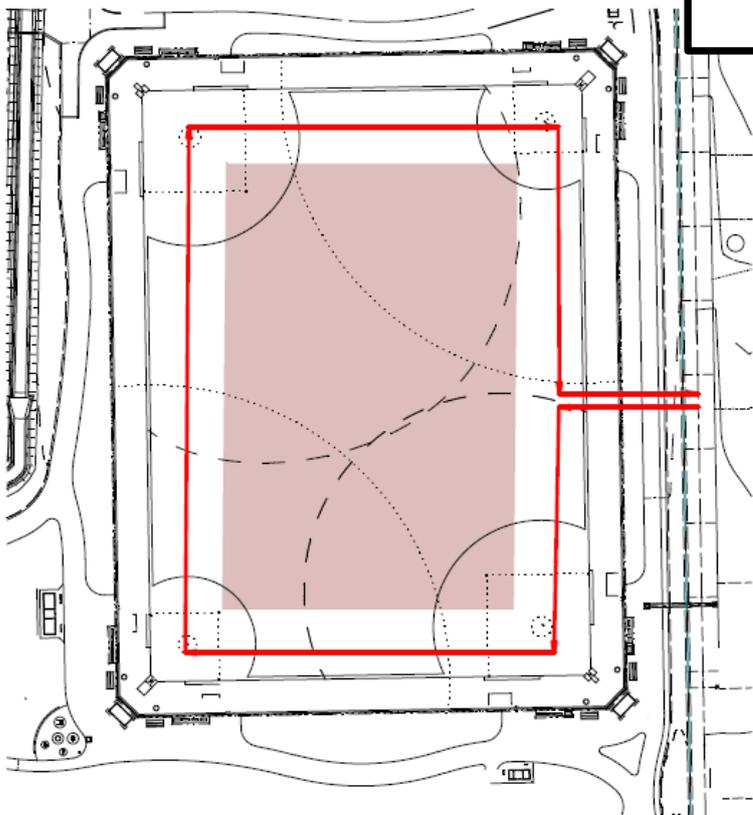
第二球場



— 車両経路

高さ4.5m、幅6mの車まで通行可

多目的グラウンド



## 8 その他留意点

### (1) 余剰物資の保管場所の確保

発災後一定期間経過後には、国や他の市町村から送られてくる支援物資に、必要量以上の物資や当面避難所からのニーズがない余剰物資が発生する。こうした物資を物資拠点に保管しておくことは、必要な救援物資の仕分けや配送に支障が出るおそれがあることから、他の場所に移動を検討する。

### (2) 義援物資の受入れ

被災地外の個人や企業等から、善意により物資提供の申し出がされる。この場合、物資の充足度合、物資拠点の状況、受入れに伴う仕分けや配送の体制や手段の確保等を勘案し、受入れを判断する。ただし、個人からの支援は、小口になりその多くが避難者まで届かないことが過去の災害で発生していることから、個人からの支援は原則として受け付けないこととし、確実に被災者に届く義援金のお願いをする。

(参考) 平成30年7月豪雨 倉敷市の例

物資集積所：市内体育館

ヤマト運輸が運営（仕分け等は応援職員）



避難所では導入されたタブレットを使用し

システムにより本部へ要請（IBM）



## 第4章 災害ボランティアの受入れ

災害発生直後から全国から自主的な応援申出が寄せられるため、それらのボランティアを円滑、効果的に受け入れる体制を整備する必要がある。

### ※平成28年熊本地震（平成28年4月16日日本震発生） 益城町ボラセンの状況

- ・益城町社会福祉協議会が中心となり、4月21日にボランティアセンターを開設
- ・全体スタッフ数は40人、うち益城町社協プロパー職員は16人
- ・中央共同募金会等で設置されている「災害ボランティア活動支援プロジェクト会議（通称支援P）」から専門家派遣
- ・近隣の社協職員が応援を実施
- ・交代で休みをとるため、運営側スタッフが不足しがちとなり、ボランティアをスタッフとして補充
- ・受入れ実績は、概ね土日500人～600人、平日200人～400人程度
- ・当初はニーズに対して2倍3倍のボランティアが来所し、受入れできずに帰ってもらう状況

「関西広域連合支援活動の記録」を参考に記載

### 1 ボランティア活動の内容

ボランティアの種別ごとのそれぞれの活動内容、対象者等は下表のとおりである。

区分	一般ボランティア	専門職ボランティア団体	技術系プロボノ団体
定義	専門的な知識や経験を必要としない被災者支援活動を行うボランティア	専門的な知識や技術を必要とする災害救援活動を行うボランティア団体	災害復旧支援の経験があり専門的スキル、活動資機材を有するNPO、NGO等の団体
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●がれき撤去</li> <li>●被災者宅の片付け</li> <li>●仮設住宅への引越し支援</li> <li>●避難所での高齢者、障害者の介助</li> <li>●子供の遊び相手</li> <li>●炊き出し</li> <li>●物流拠点における支援物資荷下ろし、仕分け、積み込み等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●介護ボランティア (介護福祉士、社会福祉士、ホームヘルパー)</li> <li>●手話通訳ボランティア (手話通訳者) ※前橋手話サークル連絡会</li> <li>●点訳ボランティア (点字) ※点訳奉仕サークル</li> <li>●外国語通訳ボランティア (外国語通訳者) ※観光物産国際協会等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●一般ボランティアでは対応できない危険を伴う作業 (経験と知識、専門の資機材で復旧支援)</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>プロボノとは、各分野の専門家が職業上持っている知識・スキルや経験を活かして社会貢献するボランティア活動全般</p> </div>
対象者	一般市民等	各種専門職団体	日本財団・支援P・JVOAD・ピースボート災害ボランティアセンターなど支援団体
募集・受入・調整	災害ボランティアセンター	各班 (ボラセンと情報共有)	災害ボランティアセンター

## 2 災害ボランティアセンターの設置・運営

全国からのボランティア活動の拠点とし、一般ボランティアの受給調整を行い活動の支援をするため、災害ボランティアセンター（以下「災害V C」）を設置する。災害V Cの設置・運営は前橋市社会福祉協議会を主体に実施するが、本受援計画では災害V Cの概要及び市の支援内容を定めることとする。

### （1）設置の決定

市災害対策本部は、発災後の被害状況等から一般ボランティアの受入れが必要と判断した場合は、市社会福祉協議会と協議し災害V Cの設置を決定する。

設置の判断は被害の規模にもよるが、発災後概ね24時間以内に行う。

### （2）運営

市災害対策本部は、災害V Cの開設及び運営を前橋市社会福祉協議会に要請する。

市社会福祉協議会は、要請に基づき災害V Cを開設し運営を行う。災害対策本部市民協働班（市民協働課）は、災害V C運営の支援を行う。

開設は発災後概ね3日以内に開始できるよう協議、準備を行う。

### （3）設置場所

#### ○本部

- ・前橋市総合福祉会館 前橋市日吉町二丁目17番10号 3Fボランティアセンター
- ・前橋市日吉体育館 前橋市日吉町二丁目17番地12

#### ○サテライト会場候補

- 活動地域内にサテライト会場を設け、ボランティアに活動場所指示等を行う
- ・支所市民サービスセンター、運動場など

### （4）運営スタッフ

災害V Cの運営は以下の職員により行うが、状況に応じて一般ボランティア希望者にも運営支援を依頼する。

- ・前橋市社会福祉協議会職員
- ・県内外応援社協職員
- ・前橋市職員（支援）

### （5）業務の概要

- ①市災害対策本部（市民協働班）との連絡調整（情報収集、情報提供）

- ②群馬県災害ボランティアセンターとの連絡調整
- ③ボランティア団体との連絡調整
- ④ボランティアニーズの受付
- ⑤一般ボランティアの募集、受付、活動調整
- ⑥ボランティア保険の加入手続き
- ⑦災害派遣等従事車両証明書のための災害ボランティア証明書の発行

### **3 ボランティア活動依頼**

災害対策本部市民協働班（市民協働課）は、発災後各フェーズにおいて、必要とされている個別支援の内容を把握するとともに、災害対策本部各業務に必要な支援をとりまとめ、災害VCへ要請を行う。

＜本部業務でボランティア支援を想定する業務＞

- ・ 物流拠点施設における物資の荷下ろし、仕分け、積み込み、駐車場整理
- ・ 指定避難所運営支援（物資の荷下ろし、仕分け、清掃、炊き出し、物資の支給など）
- ・ 福祉避難所運営支援（介助の補助）

参考：災害派遣等従事車両証明書発行のスキーム 資料編参照

=====  
**前橋市災害時受援計画**

策定 平成 3 1 年 2 月

改訂 令和 3 年 4 月

令和 4 年 4 月

令和 5 年 4 月

令和 6 年 4 月

令和 7 年 4 月

発行 令和 7 年 4 月

編集・発行 前橋市総務部防災危機管理課

371-8601 群馬県前橋市大手町 2-12-1

TEL 027-898-5935  
=====

